

平成 27 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

平成 27 年 9 月 4 日 開会

平成 27 年 9 月 17 日 閉会

輪之内町議会

第 3 回 定例 輪之内町議会 会議録目次

9月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第40号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1
議第41号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 3
議第42号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 5
議第43号から議第47号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	2 0
議第48号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 8
議第49号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 1
議第50号（提案説明・質疑・討論・採決）	3 4
議第51号（提案説明・質疑・討論・採決）	4 1
議第52号（提案説明・質疑・討論・採決）	4 2
議第53号（提案説明・質疑・討論・採決）	4 4
散会	4 8

9月17日

議事日程	4 9
本日の会議に付した事件	4 9
出席議員	4 9
欠席議員	5 0
説明のため出席した者	5 0
職務のため出席した事務局職員	5 0
開議	5 1

諸般の報告	5 1
一般質問	5 1
2番 古田東一議員	5 1
3番 浅野常夫議員	5 8
9番 森島正司議員	6 3
6番 田中政治議員	7 7
議案上程	8 9
町長提案説明	8 9
議第41号及び議第42号並びに議第48号及び議第49号 (委員長報告・質疑・討論・採決)	9 0
議第43号から議第47号まで(委員長報告・質疑・討論・採決)	1 0 3
議第54号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 1 6
閉会	1 1 9
会議録署名議員	1 2 0

平成27年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成27年9月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議第44号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議第45号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議第46号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議第50号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案51号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第52号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第53号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第19までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子
5番	小寺強	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
参事兼 住民課長	岩津英雄	会計管理者兼 税務課長	田中実
調整監兼 総務課長	兒玉隆	危機管理課長	森島秀彦
経営戦略課長	荒川浩	福祉課長	田中久晴
産業課長	中島智	建設課長	高橋博美
教育課長	松井均	代表監査委員	兒玉俊雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（高橋愛子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成27年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、5番 小寺強君、8番 森島光明君を指名します。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月17日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月17日までの14日間とすることに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成27年度6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成26年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成26年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員の出席をいただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、ただいまから監査の御報告を申し上げたいと思います。

去る7月21日・22日の2日間にわたり平成26年度一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を北島登監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して御報告いたします。

平成26年度の町一般会計及び特別会計の決算並びに基金の運用状況の審査の意見をお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により平成26年度の各会計歳入歳出決算及び証書類、並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をしました。

審査の対象は、1. 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2. 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3. 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、5. 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6. 平成26年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、平成27年7月21日と22日の2日間実施しました。

審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありでございます。

最後に、今後、町の財政運営に当たっては、これまでの「身の丈」予算を基本にされ、健全財政確保に努められ、なおかつ住民ニーズに対応した事務事業の優先化や改善を行い、住民サービスの向上とコスト削減が見込める分野については、積極的に実施されることを望みます。また、中・長期の展望に立って、足腰の強い基礎体力のある財政基盤を確立し、誰もが永住を願う町の実現に向けて、さらなる努力を期待するものであります。

以上、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待に応えるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいりたいと思っておりますので、議会並びに執行部の皆

様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋愛子君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場願います。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○議長（高橋愛子君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに平成27年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中を議会に御出席賜り、御苦労さまでございます。

本年は、さきの太平洋戦争の終戦から70周年となる節目の年であり、内閣総理大臣談話も世界に向かって発表されたところでもあります。この談話をめぐっては、与野党から、また近隣諸国等からさまざまなコメントが出されております。

直接戦争体験のない世代からすれば、近隣諸国のコメントに違和感があり、素直に受け入れることに抵抗感を抱く部分もあろうかと思われま。ただ、現代を生きる私たちが忘れてならないのは、近隣諸国が受けた被害及び精神的苦痛は、私たち日本人が受けとめている以上に深刻なものだという事実であります。殴ったほうは忘れても、殴られたほうは忘れがたい記憶として受け継がれているであろうことは想像にかたくないことですし、世界史にも明らかであります。

私は、事実を記憶から消し去ることなく、次世代に引き継ぎ、戦争の惨禍を二度と繰り返さないことを世界に発信することが過去に対する責任のとり方であろうと考えております。一方で、談話の中で、「あの戦争には何らかかわりのない私たちの子や孫、そしてその先の世代の子供たちに謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」という、これまでの総理大臣談話にはなかった言葉が加わりました。これは戦争を知らない世代

が人口の8割を超えているという現状を踏まえたものであらうと思われませんが、続く言葉として、「謙虚な気持ちで過去を受け継ぎ、未来へと引き渡す責任がある」と述べておられます。先ほど申しましたとおり、戦争が実感として薄れていく、これからも戦争という過ちを二度と繰り返さないことを記されたものと受けとめております。私も、これからも平和な日本であってほしいし、世界から紛争がなくなることを祈るばかりであります。

さて、今年度も早いもので既に9月に入りました。職員には、本年度の事業について、時期を逃さず実行に移すようにスケジュールの管理の徹底を指示しているところであります。

9月といえば災害シーズンであります。当町においても8月30日に防災訓練を実施いたしました。「災害は忘れたころにやってくる」、この言葉は未来永劫変わりはない、また忘れてはならない言葉であります。幸いにも当町は、大きな災害に見舞われることもなく、ともすれば自然災害の脅威が住民の心から薄らいでしまいがちであります。桜島では大噴火が懸念されており、南海トラフ想定震源域のプレートが最大で5.8センチ移動しているなど、自然がいつ何どき牙をむくのかわかりません。したがって、平常時から途切れることなく防災対策を推進してまいりたいと考えております。

また、全国の市町村では、地方版アベノミクスである総合戦略の策定が進められております。各市町村とも人口減少を食いとめるための戦略を検討しておるところであります。全体としては減少していく我が国の人口の争奪が始まろうとしております。我が国の借金が平成27年3月末時点で1,053兆円を超え、本年の4月から6月期のGDP実質経済成長率が年率1.6%マイナスとなるなど、国の財政改善が思うように進まない中、いかに他にぬきんでる地域の魅力を発信できるのか、まさに正念場を迎えております。思いを同じくする関係者とともに英知を絞ってまいります。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明を申し上げます。

提出議案の内訳は、人事案件2件、補正予算1件、決算認定関係5件、条例6件の合計14件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条の経過措置中である当町の教育長の任期がこの9月30日で満了し、10月1日から教育長と教育委員会委員長を一本化した常勤の特別職としての新教育長を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,048万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,618万3,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、歳出においては、福祉関係予算、番号法関連予算、水質浄化対策予算、地方創生関連予算をその主な内容としております。

まず、福祉関係予算として、認定こども園化に向けての施設や設備の整備費として1,821万1,000円を民生費に計上しております。6月議会での認定こども園設置条例の議決を受け、現在、認定こども園の設置に向けて鋭意事務を進めておりますが、名称変更のための施設整備、幼稚園部門に必要な備品や保育環境の充実を図るための経費を計上しております。

また、高齢者福祉の充実のために、地域密着型サービス等整備補助金として3,758万9,000円を同じく民生費に計上いたしました。この補助金は、今年度において安八郡高齢者プランに基づき、地域密着型サービス施設であるグループホームが当町に整備されることに伴い、当該施設の設置者に対して補助金を交付しようとするものであります。なお、この補助金に対しては、岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金で全額補填されることとなっております。

番号法に関連した予算としては、総務費において障害福祉サービス支給管理システム及び健康管理システムを宛名管理システムに連携させる費用と国が設置する中間サーバーとの接続を図るための機器の整備費として586万1,000円を計上いたしました。

また、水質浄化対策予算として、町内の河川環境の向上を目指して衛生費の予算の組み替えを行うとともに、新たに281万5,000円を追加いたします。町内河川の浄化対策については、現在、輪之内町地域協働水質改善協議会を設置し、協議を重ねておりますが、協議会の検討結果を踏まえ、中江川の水質浄化を図る手段として、上流部に井戸を設置し、地下水を放流して河川に流れをつくり出し、沈滞する浮遊物質を流動させることにより浄化を図ることといたします。また、試験的にひも状の接触材を導入して浄化効果を検証しようとするものであります。

農林水産業費においては、地域産業の活性化を広域的に推進するための予算として、西美濃広域観光推進協議会が実施する国内・海外観光プロモーション事業の負担金として500万円を計上いたしております。この事業は、地方創生先行型交付金を活用して、西美濃地域3市9町が連携して西美濃地域の知名度の向上と観光客増加のための事業を展開するものであります。

また、議第41号に関連して特別職の教育長の人件費として632万2,000円を総務費に計上いたしましたほか、先ごろ、教育の振興を旨として御寄附をいただきました400万円を有効活用するための予算を教育費に計上いたしました。

なお、今回の補正予算は、当初予算を上回って交付されることとなった地方交付税、番号制度関連の国庫補助金や地方創生先行型交付金、歳出で説明いたしました岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金や寄附金をもってその主な財源とするものであります。また、今年度の普通地方交付税額が確定したことにより臨時財政対策債の発行額が確定いたしましたので、これを借り入れることとし、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

以上で、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、平成26年度の一般会計、特別会計の決算認定の御説明を申し上げます。

最初に、議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

平成26年度輪之内町一般会計決算額は、歳入が40億8,401万2,000円、歳出が37億6,228万6,000円となり、歳入歳出差引額は3億2,172万6,000円となりました。なお、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は753万2,000円であります。

また、最終予算額39億4,996万2,000円に対する決算比率は、収入率は103.4%、これは前年度は102.2%でした。また、執行率は95.2%、ちなみに前年度は95.3%でありました。

歳入の35.7%を占める町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税が増収となり、たばこ税が減収となりましたが、全体では前年度に対して4,237万6,000円の増となりました。

また、税等交付金については、地方消費税交付金と配当割交付金が増収となりましたが、一方で、自動車取得税交付金と地方交付税が減収となり、全体では286万4,000円の減となりました。

国庫支出金は、前年度と比較して地域公共ネットワーク強靱化、耐震性貯水槽整備に係る国庫補助金、加えてこの事業の地域負担額を算定ベースとする地域の元気臨時交付金の減少により全体では1億4,817万9,000円の減となりましたが、県支出金では、庁舎太陽光発電システムの整備や営農組合等の機械導入に対する補助金の増加により、3,811万2,000円の増となりました。

町債については、将来的負担を展望しながら、臨時財政対策債2億2,140万円と庁舎改修事業に係る地域活性化事業債9,470万円を発行いたしました。

歳出では、輪之内町第5次総合計画「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現と、「輪之内町行財政改革大綱」の積極的な推進を目指して、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本とするも、安易な事業の見送りを避け、優先度・緊急度を重視した事業を展開いたしました。

普通建設事業では、庁舎と図書館屋根等の改修、揖斐川左岸堤防を拡幅するなどイン

フラ整備、これは公共工事であります、これを積極的に実施いたしました。

また、輪之内光サービスでは、26年4月から動画によるコミュニティー番組「いいとこ！わのうち」「わのうちキッズ」の動画放送を開始いたしました。

さらには、バス運行事業について、27年1月からこれまでのコミュニティーバスに加え、予約に応じて運行するデマンドバスを組み合わせ運行し、地域公共交通を利用される方の利便性が向上しておると考えております。

以上で、平成26年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後とも輪之内町の健全財政の基調を維持しつつ、安全・安心なまちづくりのために最善の努力を尽くしてまいりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議第44号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

国民健康保険事業は、平成36年の事業開始以来、世界的にも誇るべき国民皆保険制度を支える主要な事業であり、町においては、その円滑な事業運営と財政健全化に努めているところであります。

しかしながら、急速な少子・高齢化社会の進展や、加入者の高齢化に伴う医療費の高騰、そして今般の厳しい財政状況の中で失業者や低所得者が集中するという制度上、構造上の問題など、多くの課題が山積されたままとなっております。

平成26年度においては、医療費が平成25年度比較して、一般被保険者分は4.82%の増に対し、退職被保険者分は0.46%の減となり、医療費全体では昨年度比4.36%の増となっております。

医療費の半分近くを占める65歳から75歳、いわゆる前期高齢者と称される世代であります、この前期高齢者が占めている現状を鑑みると、今後、この世代の医療費を抑制する施策を講ずることが重要になってくるものと思っております。

決算額は、歳入総額10億1,122万4,000円、歳出総額9億4,671万9,000円となり、歳入歳出差引額は6,450万5,000円となりました。

今後においても、町民の皆さんの健康増進と疾病予防、特定健康診査等の保健事業の推進により医療費の抑制を図り、国民皆保険制度を下支えする国保事業の安定経営に努めてまいります。

次に、議第45号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、老人保健医療制度にかわる新しい制度として平成20年4月に創設をされました。この制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、75歳以上、一定の障がいがある方は65歳以上からとなっております、それらの方が加入をしております。広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い

ます。市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受け付けなどの窓口業務や保険料の徴収業務を行っております。

決算額は、歳入総額6,606万3,000円、歳出総額6,603万円となり、歳入歳出差引額は3万3,000円となりました。

生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、平成26年度は465人の方に個別健康診断を受けていただきました。なお、この受診率は、県内第1位の47.4%、ちなみに県内の平均は21.3%と聞いておりますが、そんな状況でありました。

次に、議第46号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成21年4月に障害者自立支援法に基づき開所した障害福祉サービス事業所「輪之内町児童デイサービスセンター」は、児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月に児童福祉法に基づく児童発達支援施設として「輪之内町発達支援教室そら」に移行いたしました。

決算額は、歳入1,700万2,000円、歳出は1,456万6,000円となり、歳入歳出差引額は243万6,000円となりました。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供いたしているところでございます。

次に、議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成26年度は、大藪地区（東大藪）、それと福東地区（福東・里・中郷）の面整備及び幹線管渠の整備を行いました。この結果、整備面積は262ヘクタール、処理人口7,358人となり、全体計画に対する下水道普及率、人口比であります。74.2%となっております。

また、下水道による水洗化戸数は61戸増の784戸、利用人口は190人増の2,693人となり、水洗化率は、戸数で37.3%、人口で36.6%となっております。

決算額は、歳入6億4,779万1,000円、歳出6億4,192万円となり、歳入歳出差引額は587万1,000円となりました。

以上で、平成26年度の各特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、条例の提案理由を説明させていただきます。

議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましては、10月1日から設置する特別職の教育長については、他の常勤の特別職とは異なり、法律上職務に専念する義務が明記されておりますので、教育長の勤務条件及び職務専念義務の特例に関して新たに条例を制定しようとするものであります。

議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、当町においても平成27年10月1日から特別職の教育長を設置することに関連して、関係条例の一部改正及び廃止を行うものであります。

この提出条例により、法律改正により廃止される教育委員会委員長の報酬を削除するために、輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するとともに、特別職の教育長の給料月額を53万円とするために、輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。なお、教育長の給料月額については、輪之内町特別職報酬等審議会に諮問し、答申を得た額としております。また、教育長が特別職に変わることで、これまで一般職としての教育長の給与等を規定しておりました教育長の給与その他の勤務条件に関する条例を廃止するものであります。

議第50号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは通称「番号法」と言っておりますが、この番号法の施行に伴い、特定個人情報についても個人情報保護措置を講ずる必要があるため、改正を行うものであります。

議案51号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例については、水防法等の一部を改正する法律により、条例で引用する法律の条項等を改めるものであります。

議第52号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに関連して必要な改正を行うものであります。

議第53号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、番号法の施行に伴い、平成27年10月5日以降に交付される番号の通知カード及び平成28年1月以降に希望者に交付する個人番号カードの再交付の手数料を規定するものであります。

以上で、本議会に提出いたしました議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

日程第6、議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明申し上げます。

議案書は1ページをごらんいただきたいと存じます。

議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成27年9月4日提出、輪之内町長でございます。

選任しようとする方は、下に書いてございますように、輪之内町下大樽新田8341番地、森島信夫氏でございます。生年月日は、昭和19年2月21日、任期は、平成27年10月1日から平成30年9月30日までであります。

今回、選任をしようとする森島氏は、不動産鑑定士の資格をお持ちであり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定する機関としての固定資産評価審査委員会の委員としては適任と判断をしております。

なお、委員の任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定によりまして3年間と定めてございますので、任期はここに記載のとおりにさせていただくということでございます。

以上で議第40号の御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第40号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第7、議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつ
いてを議題とします。

西松教育長の退席を求めます。

（教育長 西松敏夫君退場）

○議長（高橋愛子君）

教育課長から議案説明を求めます。

松井均君。

○教育課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案書の2ページをお願いいたします。

議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。地方
教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に
より、輪之内町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。
平成27年9月4日提出、輪之内町長。

住所は、輪之内町楡俣2700番地、氏名、西松敏夫、生年月日、昭和25年10月11日、任
期は、平成27年10月1日から平成30年9月30日ということでございます。

それで、このことにつきましては、この9月30日に任期を迎えられるということで、
任期の満了によるものということと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成
26年6月に改正がされました。その中で、新しく教育長についても議会の同意を求め
るというふうになったこと、それから任期のほうが今までは委員として4年ということ
でございましたけれども、教育長として3年というふうに任期も同じように改正がござ
いましたので、そのような任期ということにさせていただくということでございます。

それから西松敏夫さんにつきましては、現教育長でもございますし、各小学校の校長
を歴任されたということで、適任であるということで、今回、同意を得たいというこ
とでございます。

どうぞよろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

5番 小寺強君。

○5番（小寺 強君）

ちょっと失礼させていただきまして、まず最初に、教育長の同意案というのは白紙委任状みたいなものだと僕は考えております。これで、なぜ教育長さんが53万と明記していないか。

それと、また49号で53万というのを示されておるのに、なぜ教育長さんの53万、通れば53万払われるわけでしょう。僕の経済的な考えで、そんなもの定価のないものを、教育長さんに申しわけないが、定価のないものを認めなさいと。後で53万払いますよ、まけてくださいとか、そういうことは言えないと思うんですわ。

それと、提案者にお聞きしたいんですけど、先般、教育委員会の議事録を見せてくださいとお願いしたら、教育委員長さんの許可が要ると言われたんですけど、それはどういうことなんですか。どういう法律で見せていただけないんですか。そんないろんなことを西松教育長さんにお聞きしたいので、時間をちょっといただけませんかと思います。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午前9時42分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○議長（高橋愛子君）

会議を再開します。

質疑ありませんか。

（発言する者あり）

○議長（高橋愛子君）

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

それでは、会議録の件につきましてですけれども、会議録につきましては、中には個人情報的なものもありますので、当時、そのときに教育長と申しましたか、教育委員会と申しましたか、ちょっと覚えがございませんけれども、そういったところと相談をして回答させていただくというふうにお答えをしたつもりでございます。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

5番 小寺強君。

○5番（小寺 強君）

ただいま課長から説明を受けましたけど、僕が聞いたときには教育委員長に相談して出すと言われたんですが、法的に根拠がないので、できたら見せていただきたいと。

先ほど全協と申しますか、休憩のときに教育長さんの意見、いろいろ課長さんの意見を賜りましたが、まだまだ不透明な教育委員会のこともあり、いろいろなことをお聞きしたいので、委員会付託として取り上げていただけたと思います。

○議会事務局長（足利恵信君）

動議ですか。

○5番（小寺 強君）

はい、動議。

○議会事務局長（足利恵信君）

賛成の方は。

（「賛成」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

ただいま小寺強君から議第41号を委員会付託されたいとの動議が提出され、この動議は所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、議第41号は委員会に付託して審査することに決定しました。

したがって、議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

（発言する者あり）

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

西松教育長の入場を求めます。

（教育長 西松敏夫君入場）

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第42号、一般会計補正予算について御説明申し上げます。

お手元に配付の議案3ページをお開きください。

議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。平成27年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,048万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,618万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

4ページ、5ページの第1表は、先ほど第1条にもございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

6ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、平成27年7月24日に普通交付税における臨時財政対策債の額が確定したことに伴いまして、1億7,910万円から3,300万円増の2億1,210万円を限度額とする補正でございます。

それでは、別添の事項別明細書により補正を説明させていただきます。

先に歳出の補正予算について御説明をさせていただきます。

事項別明細書の9ページをお開きください。

款2. 項1. 目2. 人事管理費の632万2,000円は、教育長が常勤の特別職として位置づけられるということによりまして、特別職としての給料318万円、職員手当等226万2,000円、共済費88万円を計上するものでございます。

続いて、目10. 生活安全対策費の87万5,000円につきましては、交通安全施設において修繕料が当初予算の30万円に対し、7月末の実績で既に29万円程度の支出をしており、予算残額がわずかとなったため、今後の修繕要望に対応すべく、昨年度の7月から3月までの実績相当分であります37万5,000円を補正するもの、また工事請負費については、随時要望箇所に対応してまいりまして、こちらも残額がわずかとなっており、既に追加要望で2件のカーブミラー（反射鏡）の要望もいただいております関係から、その他の要望にも応えるべく追加をするものでございます。

続きまして、目11. 電子計算費につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴いまして、制度を円滑に運用するために各種システムの改修や、国が設置する中間サーバー

に接続するために必要な端末機器を整備する費用を追加するものであります。内容的には、利用番号の付番や個人番号を管理するためのシステム改修費432万円に加え、障害福祉管理システムと健康管理システムを総合行政情報システムに連携する費用である162万5,000円、国の機関である地方公共団体情報システム機構のサーバーに接続するための作業委託料72万5,000円を計上しておりますが、当初予算で計上させていただきました住民記録システムの改修費用については請負残額が発生しておりますので、その結果、124万円が減額になる見込みでございますので、その分を差し引いた543万円を計上するものでございます。また、国が設置するサーバーに接続するために管理端末機器を借り上げるべく43万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、目12. 諸費の6,000円につきましては、歳入において自衛官募集事務委託金の配分が決定されたことに伴いまして、事務費として印刷製本費を2,000円増額するものでございます。また、西濃安全運転管理部会負担金の不足額4,000円を追加するものでございます。

次に、10ページをごらんください。款3. 項1. 目1. 社会福祉総務費については、社会福祉への寄附金10万円を採納しました関係で財源補正をいたしております。

続きまして、目3. 国民年金費の44万4,000円については、国民年金保険料納付猶予制度の対象年齢の拡大に伴いまして、システム改修に係る費用を計上するものでございます。

続きまして、目4. 福祉医療費の35万9,000円につきましては、26年度に交付を受けた県支出金について、精算によりましてその超過交付分を返還するために計上するものでございます。

次に、11ページをごらんください。目4. 介護保険費の3,758万9,000円は、民間事業者が認知症高齢者グループホームを建設する計画があることから、建設等に対して給付する補助金を計上するものでございます。なお、この事業は、町が県より地域密着型サービス等整備費補助金の交付を受け、町から民間事業者に同額を交付するもので、町単独の負担分はございません。

次に、12ページをお開きください。款3. 項3. 目1. 児童福祉総務費の9万円は、子ども・子育て会議の開催回数を2回追加するために委員報酬を増額するものでございます。

続きまして、目4. 児童福祉施設費の1,821万1,000円につきましては、3保育園が平成28年4月よりこども園に移行することにより幼稚園の機能が追加されますが、それに伴う必要な施設の改修工事や備品を購入するための費用を計上するものでございます。具体的に、工事請負費の1,483万7,000円は、施設名称の看板の取りかえ、道路案内標識の修繕のほか、こども園では年齢により登園時間が異なることから防犯面の強化や、職員のスムーズな動線を確認するために防犯カメラの新設工事や放送システムの改修を、それぞれ3園で行うものでございます。また、備品購入費の337万4,000円は、幼児教育を

始めるに当たりコーナー保育の導入を考えております。具体的には、表現コーナー、絵・造形コーナー、時間コーナーなどの各コーナーを設け、集団で行いますが、表現コーナーでは表現する力を養うために大型積み木セット等、各コーナーに保育に必要な備品を購入しようというものでございます。

次に、13ページをごらんください。款4.項1.目1.保健衛生総務費の13万円は、輪之内町健康計画及び食育推進計画の中間評価に当たり、会議の回数を2回追加するために委員報酬を増額するものでございます。

続いて、目3.環境衛生費の281万5,000円につきましては、中江川の上流に井戸を60メートル掘り、水中ポンプ2台で水をくみ上げ、流れをつくることで水質浄化に努めるというものでございます。水質浄化につきましては、かねてより輪之内町地域協働水質改善協議会で種々協議をしてまいり、本戸地区、中郷地区での井戸水放流の実証実験の結果により、先ほど申し上げましたとおり、中江川上流に井戸を掘り、清廉な地下水を放流することにより流れをつくり、水質浄化を図ろうというものでございます。

需用費、光熱水費の436万7,000円の減額は、当初予算では本戸地区、中郷新田地区において春季、そして冬季に実験用として地下水の揚水のための電気代、また排水費用として排水機場における電気代を計上しておりましたが、今回の補正により、今後必要なポンプの電気代52万7,000円を確保しつつ、残りの436万7,000円を減額するものでございます。次に、委託料の53万円は、ひも状接触材でありますバイオコードを水路サイズ、水位に応じて幾層にも重ねて設置し、バイオコードに多種多様な生物が生息できる環境をつくり水質浄化を図ろうというもので、その設置後の水質の調査、清掃等を委託しようとするものでございます。

次に、工事請負費の665万2,000円につきましては、今回施工しようとする中江川浄化用地下水揚水ポンプ設置工事費として1,000万円を予定しております。内訳としては、削井工事費に560万9,000円、ポンプ設置工事費に365万2,000円の積算根拠でございますが、したがって、当初予算に水質浄化設置工事費として334万8,000円の計上をいたしておりましたので、不足分665万2,000円を計上するものでございます。

次に、14ページをごらんください。款5.項1.目3.農業振興費の21万円は、「輪中パッカン」の販売促進を目的に、イベント等で配布するために購入するものでございます。

次に、15ページをごらんください。款6.項1.目3.観光推進費の500万円は、国の地方創生先行型交付金を活用し、西美濃地域の3市9町が連携して知名度の向上や観光客増加のために、国内・海外観光プロモーション事業を実施するために計上するものでございます。具体的には、観光物産展の開催や農産物のPR事業の展開、観光案内アプリの開発のほかに、3カ国語のパンフレットを作成することや、メディア等により海外にも情報発信をするというものでございます。なお、財源としましては、先ほど申し上げましたように、全額国の地方創生先行型交付金を活用しようというもので、町単独の負担

金はございません。

次に、16ページをごらんください。款8. 項1. 目2. 消防施設費の60万2,000円は、消防施設工事費として崇文地区地区に消防用ホース干し場を設置するために計上するものでございます。

次に、17ページをごらんください。款9. 項1. 目2. 事務局費の231万円の減額につきましては、教育長の給料等を平成27年10月より総務費の総務管理費より支出するため、事務局費の教育長報酬の予算残額を減額するものでございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。歳出の最後になりましたが、款9. 項2. 目2. 小学校費の教育振興費の308万円、同じく項3. 目2. 中学校費の教育振興費の120万2,000円は、寄附金400万円を原資といたしまして、小学校では教材用備品や図書、中学校では、教材用備品の購入のほかに時計台を設置する工事費を計上するものでございます。

続きまして、歳入の予算について御説明をいたします。

戻って、3ページをお開きください。

款9. 項1. 目1. 地方交付税のうち、普通交付税の2,930万6,000円は、7月上旬の普通交付税の本算定を経て、7月24日に平成27年度の交付金額が決定いたしました。その中から歳出補正予算総額の調整に際し不足分を追加するものでございます。

次に、4ページをごらんください。款13. 項2. 目5. 総務費国庫補助金の808万円のうち、社会保障・税番号システム整備費補助金308万円は、先ほど総務費の電子計算費で御説明申し上げました改修費用のうち、利用番号の付番や個人番号を管理するためのシステム改修に係る国庫補助金でございます。また、地方創生先行型交付金の500万円につきましては、先ほども言いましたが、商工費の観光推進費の国内・海外プロモーション事業に係る費用の全額を計上するものでございます。

次に、5ページをごらんください。款14. 項2. 目2. 民生費県補助金の3,758万9,000円は、民生費の高齢者福祉費で御説明いたしました、民間事業者の認知症高齢者グループホームの建設等に対して支給する補助金を計上するものでございます。なお、この補助金は、施設整備及び開設準備に係る費用に対して支給されるものでございまして、補助金額の算出根拠としましては、施設整備が1施設当たり3,200万円、開設準備は入所者1人当たり62万1,000円の入所定員数分となっており、3,200万円に62万1,000円の9名分の558万9,000円を加えた3,758万9,000円となっております。

続いて、目3. 衛生費県補助金の140万9,000円は、衛生費における環境衛生費の水質浄化事業に係る費用に対する補助金でございますが、先ほど歳出で説明しました事業内容の変更によりまして、補助対象事業費が当初予算では1,160万2,000円の2分の1の580万1,000円から、今回、1,442万円の2分の1の721万円となることから、差額の140万9,000円を追加するものでございます。

続いて、項3.目1.総務費委託金の2,000円は、自衛官募集事務費を増額補正するものでございます。

続いて、6ページをごらんください。款16.項1.寄附金のうち、目2.民生費寄附金の10万円、目3.教育費寄附金の400万円は、それぞれ善意の寄附金を採納するものでございます。

次に、7ページ、8ページをごらんください。前後しますが、8ページの款20.項1.目1.総務費債の臨時財政対策債3,300万円の増額につきましては、冒頭の地方債補正でも説明いたしましたが、今年度の普通交付税の決定を受け、臨時財政対策債の発行可能額が確定いたしましたので、発行可能額限度額の差額3,300万円を追加補正し、その相当額を款17.項1.目1.財政調整基金繰入金を減額し、調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第42号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

会計管理者に説明を求めます。

田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議第43号から議第47号まで一括御説明申し上げます。順次御説明申し上げます。

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お手元に配付しました平成26年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書、それからもう1冊、別でござひますが、その説明書にて御説明をいたします。

まず、決算書のほうから御説明申し上げます。

それでは、決算書の1ページをお願ひいたします。

中段のあたりでござひますが、上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。平成27年9月4日、輪之内町長。

それでは、順次御説明申し上げます。

平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書。歳入金としまして40億8,401万2,215円、歳出金37億6,228万6,510円、歳入歳出差引残金3億2,172万5,705円、うち翌年度繰越金としましては3億1,419万3,705円であります。

2ページを見ていただきますと、5番、実質収支に関する調書でござひますが、実質収支額としましては3億1,419万3,705円であります。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思ひます。歳入から御説明いたします。

款1の町税でござひます。町税につきましては、主要な税目が4税目ござひます。調定額が15億4,432万3,951円でありまして、収入割合は94.4%でござひました。

款2の地方譲与税から、ページをめくっていただきまして、5ページ、款10の交通安全対策特別交付金までにつきましては、調定額を100%収入しております。

款11. 分担金及び負担金では、調定額に対しまして収入割合は99.6%でござひました。

款12. 使用料及び手数料では、調定額に対しまして収入割合は99.9%でござひました。

款13. 国庫支出金から、ページをめくっていただきまして、7ページ、款18の繰越金につきましては、調定額を100%収入しております。

同じく7ページの款19. 諸収入につきましては、収入割合は98.4%でござひました。

款20. 町債につきましては、3億1,610万円を発行いたしました。

歳入全体としまして、調定額41億7,314万7,191円に対しまして、収入済額40億8,401万2,215円ということで、収入割合は97.9%でござひました。昨年の収入割合は97.9%でしたので、前年と同率の収入割合でござひました。

1枚めくっていただきまして、歳出のほうを御説明申し上げます。

款1の議会費としまして、予算に対しての執行率は98.8%でござひました。

款2. 総務費につきましては96.8%、款3の民生費につきましては96%の執行率でござひました。

款4. 衛生費につきましては、執行率93.3%でござひました。

款5の農林水産業費は執行率93.8%、款6の商工費につきましては48.2%、款7の土木費につきましては執行率が95.6%、めくっていただきまして、款8の消防費につつま

しては執行率が97.9%、款9の教育費につきましては執行率が92.9%、款10の公債費につきましては執行率99.5%、款11の予備費につきましては、執行がございませんでした。

歳出の合計につきましては、支出済額が37億6,228万6,510円で、執行率は95.2%でございました。前年の執行率は95.3%でしたので、ほぼ前年並みの執行でございました。

続きまして、83ページをお願いしたいと思います。

平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算ということで見ていただきますと、歳入金が10億1,122万4,684円、歳出金が9億4,671万9,246円、歳入歳出差引残金が6,450万5,438円、うち翌年度繰越金も同様でございます。

続きまして、85ページをお願いしたいと思います。歳入のほうから御説明申し上げます。

款1.国民健康保険税は、調定額に対する収入割合は75.8%、款2の使用料及び手数料から、めくっていただきまして、87ページ、款11.諸収入までは、調定額を100%収入いたしました。

歳入合計全体では、調定額に対しまして収入済額10億1,122万4,684円で、収入割合は92.7%でございました。前年の収入割合は92.6%ということで、ほぼ前年並みでございました。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。

款1.総務費につきましては、予算に対する執行率が94.3%、款2の保険給付費につきましては執行率は97.2%、款3の後期高齢者支援金は執行率99.9%、款4の前期高齢者納付金につきましては執行率が36.9%、款5の老人保健拠出金につきましては執行率が42.7%、款6の介護納付金につきましては執行率が99%、款7の共同事業拠出金につきましては執行率が98%、款8の保健事業費につきましては執行率が83.2%、款9の公債費につきましては、執行はございませんでした。

款10の諸支出金につきましては、執行率が92.1%でございました。

めくっていただきまして、款11の予備費につきましては、執行がございませんでした。

歳出合計全体につきましては、支出済額が9億4,671万9,246円で、執行率は97.1%でございました。前年の執行率は96.4%ということでございます。

続きまして、113ページ、平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ということで、歳入金は6,606万3,124円、歳出金が6,603万2,224円、歳入歳出差引残金3万2,900円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

続きまして、115ページをお願いしたいと思います。歳入から御説明申し上げます。

款1の後期高齢者医療保険料では、調定額に対する収入割合は99.6%でございます。

款2.使用料及び手数料以下につきましては、収入割合は100%でございました。

歳入合計全体では、収入済額6,606万3,124円で、収入割合は99.8%でございました。前年の収入割合は99.9%で、ほぼ同率でございました。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。

款1.総務費、予算に対する執行率は91.5%で、款2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては執行率98.3%、款3の保健事業費につきましては執行率が97.5%、款4の諸支出金につきましては執行率が63.1%、款5の予備費につきましては、支出がございませんでした。

歳出合計につきましては、支出済額が6,603万224円、執行率では94.7%でございました。前年の執行率は98.4%でございました。

続きまして、125ページをお願いしたいと思います。

平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入金が1,700万1,887円、歳出金が1,456万6,194円ということで、歳入歳出差引残金243万5,693円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

続きまして、127ページをお願いしたいと思います。歳入から説明させていただきたいと思います。

款1から款5までは、款3の繰入金以外は100%の収入割合でございました。前年も100%です。

款3の繰入金は、繰り入れはございませんでした。

1ページめくっていただきまして、130ページ、総務費では、予算に対する執行割合が64.2%、款2の児童発達支援事業費では執行率93.6%、款3の予備費につきましては、執行はございませんでした。

歳出合計全体につきまして、支出済額が1,456万6,194円で、執行率が90.3%でございました。前年は96.5%の執行でございました。

続きまして、135ページをお願いしたいと思います。

平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算ということで、歳入金が6億4,779万1,218円、歳出金が6億4,192万217円、歳入歳出差引残金587万1,001円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

137ページをお願いしたいと思います。歳入のほうから御説明申し上げます。

款1の分担金及び負担金は、収入割合は83%でした。

款2の使用料及び手数料は収入割合が98.7%、款3の国庫支出金から、1枚めくっていただきまして、款9の町債までは、いずれも調定額、収入済額が同額で、収入割合は100%でございました。

歳入合計全体としまして、収入済額6億4,779万1,218円で、収入割合は98.7%でございました。前年は98.6%で、前年並みでございます。

1枚めくっていただきまして、142ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。

款1の公共下水道費では予算に対する割合は99%、款2の公債費は執行率が99.9%、

款3の予備費については執行がございませんでした。

歳出合計としまして、支出済額が6億4,192万217円で、執行率は98.6%でございます。前年は95.5%ということでございます。

以上で決算書の説明を終わらせていただきます。

続きまして、もう1冊のほう、お手元におありかと思いますが、歳入歳出決算説明書を見ていただきたいと思います。

こちらのほうにつきましては、平成26年度における各課の主要な施策が記載してございます。

1ページ目をごらんいただきたいと思います。

1ページ目は、町長の提案説明にありました平成26年度輪之内町決算の概要が記載されております。

続きまして、各課の主要な事業について御説明申し上げたいと思います。

各課の事業につきましては、平成26年度は多くの事業に取り組んでおりましたので、その中で平成26年度の特徴的な事業を幾つか選んで御説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、3ページをお開きください。議会事務局の成果について御説明申し上げます。

主要な事業は議会運営で、平成26年度は定例会4回、臨時会1回、計5回、本会議を開催いたしました。

議会と町政に対する町民の理解を得るために、年4回、「輪之内町議会だより」を発行いたしました。

続きまして、総務課の成果について御説明申し上げます。4ページをお開きください。

主な事業としまして、4ページにございます。町制60周年記念式典につきましては、昭和29年4月1日に大藪町、仁木村、福東村の1町2村が合併し、60周年を迎えたことを記念し、町制60周年式典を26年10月4日に挙行了しました。その際、町民歌「いつまでも輪之内」を発表いたしました。

5ページをごらんいただきたいと思います。庁舎改修事業としまして、来庁者の利便性の確保のほか、庁舎の省エネルギー化と防災機能の充実のために庁舎を改修いたしました。

続きまして、会計室の成果について御説明申し上げたいと思います。7ページをお願いしたいと思います。

主な事業としまして、会計管理事業として、通常の出納業務のほか、決算を取りまとめ、決算会計の書類を印刷させていただきました。

続きまして、経営戦略課の成果について御説明申し上げます。8ページをめくっていただきたいと思います。

主な事業としましては、地域公共イントラネット整備事業として、地域情報化計画の

検証、輪之内光サービスの加入の促進や、輪之内スマイルチャンネルで情報発信をしました。

また、輪之内町まちづくり実施事業として、平成21年に策定した「輪之内町まちづくり基本条例」の見直しを実施いたしました。

次に、税務課の成果については、9ページから11ページにわたってございます。

税務課の主な事業としましては、町税の賦課として、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税を賦課し、徴収をいたしました。

続きまして、住民課の成果について御説明申し上げます。12ページをごらんいただきたいと思ひます。

主な事業は、公共交通機関の確保に関する事業として、平成25年度に輪之内町地域公共交通総合連携計画を策定しました。その計画に基づき、平成27年1月5日、路線再編事業の一つであるデマンドバスの運行を開始しました。

21ページをお願いしたいと思ひます。水質浄化対策事業として、町内河川の水質の状況を改善するため、県の補助を受け、用水や地下水を利用して中江川への導水実験を行い、導水効果の検証を行いました。

続きまして、福祉課の成果について御説明申し上げます。14ページをお願いしたいと思ひます。

臨時福祉給付金給付事業としまして、住民税の非課税者に臨時福祉給付金を1人につき1万円を給付いたしました。

続きまして、17ページをお願いしたいと思ひます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業としまして、平成26年1月分の児童手当・特例給付受給者に子育て世帯臨時特例給付金を子供1人につき1万円を給付いたしました。

続きまして、産業課の成果について御説明申し上げます。25ページをお願いしたいと思ひます。

元気な農業産地構造改革支援事業として、ぎふクリーン農業に取り組む団体に対して農業機械等の導入に補助することにより、作業の効率化と経営の健全化を図りました。

28ページをお願いしたいと思ひます。商工振興事業としまして、輪之内プレミアム商品券発行事業に補助金を出しました。

続きまして、建設課の成果について御説明申し上げます。主な事業は29ページにございます。

道路維持においては、除草工事、道路側溝工事等を実施し、道路の保全と安全で円滑な交通の確保を図りました。

めくっていただいて、30ページですが、お願いしたいと思ひます。道路改良工事、水路改良工事等において町道の拡幅改良を行い、交通安全と円滑化の向上に努めるととも

に、排水路の改良によりまして排水路本来の機能回復に努めました。

続きまして、危機管理課の成果について御説明申し上げます。32ページをお願いしたいと思います。

災害用非常食購入としまして、災害備蓄食糧の更新計画に基づいたアルファ米6,000食、乾パン6,000食、保存用ビスケット6,000食等を購入しました。

それから防災用備蓄品の購入として、避難所用備蓄品として毛布400枚、成人用おむつ1,411枚、尿とりパット1,620枚等を購入し、災害用非常食購入とあわせて災害時の際に万全を期すこととしました。

続きまして、教育課の成果について御説明申し上げます。33ページをお願いしたいと思います。

プラネットプラザ管理事業としまして、輪之内町立図書館外壁・屋根改修工事を実施しました。

めくっていただいて、34ページ、学校施設整備管理事業としまして、仁木小学校大規模改修工事設計業務を委託いたしましたというようなところです。

続きまして、37ページを見ていただきますと、財産に関する調書としまして、普通財産では、土地の売り払いによりまして336平米の減となりました。

続きまして、38ページ、建物につきましては、本庁舎改修等に伴いまして68.85平米増加しました。

41ページをめくっていただきたいと思います。基金につきましては、7,651万8,000円の減となりました。

続きまして、国民健康保険事業会計の成果について御説明申し上げます。76ページをお願いしたいと思います。

国民健康保険事業の内容につきましては、国保加入者世帯が1,266戸、国保被保険者は2,425人が加入されています。

続きまして、78ページ、後期高齢者医療会計の成果につきまして、加入状況としては、987人の加入ということでございます。

続きまして、児童発達支援事業会計の成果ということで、79ページをお願いしたいと思います。

利用者登録の状況としましては、24人でございました。

特定環境保全公共下水道事業会計の成果について御説明申し上げます。81ページをお願いしたいと思います。

水洗化戸数は784戸、利用人口は2,693人でございました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

全体を通じていろいろあるんですけれども、詳細については、また委員会のほうでお伺いしたいと思いますけれども、町税について調定額が前年度よりも増加しておるわけですけれども、この増加の要因は、町民の所得がふえたのか、あるいは人口増によるものなのか、どういう要因でこの増加になっているというふうに見ておられるのか。

それと、それにつれて収入未済額も、これは比例してふえておるのかもしれませんが、収入未済額も前年度に比べてふえているということで、町民の生活のほうはどのようにおるといふふうに認識しておられるのか、お伺いします。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

森島議員の御質問は、税金の調定額はふえて、それは所得によるものか、それとも人口がふえたものかという御質問だと思います。平成26年度は税制改革で税率が変わりませんでしたので、まず1点は所得がふえたと、それからまた委員会が設置されればそちらでお話ししますが、納税義務者もふえております。その2つの要因で税収がふえたということです。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第43号から議第47号までについては、8人の委員で構成する平成26年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号から議第47号までについては、8人の委員で構成する平成26年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成26年度決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、平成26年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

平成26年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成26年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は田中政治君、副委員長は上野賢二君です。

これで報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第14、議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

松井均君。

○教育課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案集のほうでお願いしたいと思います。8ページをお願いいたします。

議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年9月4日提出、輪之内町長。

おめくりいただきまして、9ページに条文がございます。御説明をさせていただきます。

まず、この10月1日から教育長は特別職になるということで、それにもたれた勤務時間、それから休暇等、それから教育長につきましては特別職ではありますが、職務に専念する義務が法律の第11条第5項の中に規定がされました。それにもたれて、それが免除された場合の規定を今回の条例で制定をしていこうというものでございます。

第1条は、今申し上げました内容が趣旨として書かれてございます。

第2条のほうは勤務時間、休暇等ということでございますけれども、輪之内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員、いわゆる一般職ということになりますけれども、の例によるという、同じような状態であるということです。この場合においては、条例中に「任命権者」とありますけれども、そちらは「教育委員会」とするということでございます。

次に、第3条のほうが先ほど申しました法第11条第5項に対する特例として免除規定を設けるものでございます。職務に専念する義務があります。それを免除される場合、どういう場合かということの規定するわけでございます。それが第1号、2号、3号ということで、研修を受ける場合、次に厚生に関する計画の実施に参加する場合、いわゆるこれは健康診断等というふうでお考えいただければ結構ですけれども、そういったもの、それから3号のほうで教育委員会が定める場合というふうで規定をさせていただいています。

附則といたしまして、平成27年10月1日から施行するということでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今度のこの条例の制定によって教育長の勤務時間というのが従来の教育長の勤務時間と変更があるのかどうか。今までも常勤の教育委員として教育長を務めておられたわけですけれども、今後は特別職としての教育長になるということですから、従来の教育長とこれからの教育長と拘束時間というのは変わってくるのかどうか。

それともう1点、従来の教育長と今後の教育長の職務内容に変化はあるのかないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

まず、勤務時間等はどうだというお尋ねだと思います。これは今現在も一般職の例によるということになっておりますので、基本的に変わりはないというふうに解釈、今回は特別職となるということで新しく条例制定をさせていただいておるというふうで御理解をいただきたいと思います。

それから、職務がどうなのかということですが、今回の新教育制度の中では、教育委員長を廃止し、委員長職務を教育長と一緒にやるということになりますので、その分の教育委員長としての職務が追加をされてくるというふうで解釈をしております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

従来は教育委員長が別にいたけれども、それがなくなって教育長が教育委員会を代表するというふうになるということですが、この任命権者は教育委員会になるわけですね。教育長の勤務時間、休暇等について、その任命権者は教育委員会であると。自分が最高責任者である教育委員会がその教育長の任命権者になる、自分で自分のことに対して任命するということになるということではちょっと違和感を感じるわけですが、その辺はどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

第2条のほうの、よく見ていただきますと、任命権者とあるのは教育委員会とするというふうになっております。ここは教育長とするというふうにはなっておりません。教育委員会は、いわゆる委員さんの合議体でございますので、そこで定めるということになります。確かに教育長はその責任者、統括ではございますけれども、教育委員さんでなせる教育委員会ということでさせていただいておるということでございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第48号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生委員常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第15、議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、説明させていただきます。議案書のほうは10ページから12ページでございます。新旧対照表は1ページ、2ページでございますので、順次ごらんをいただきたいと存じます。

議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年9月4日提出、輪之内町長でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律につきましては、平成26年6月20日、平成26年法律第76号として公布されまして、平成27年4月1日から施行されております。以下、この法律を改正法と呼びまして御説明をさせていただきます。

先ほど議第41号でも説明をされておりましたけれども、現在の輪之内町の教育長につきましては、この改正法の附則第2条の規定によりまして、教育委員会の委員としての任期が満了する平成27年9月30日まで経過措置として在職をされてみえますが、平成27年10月1日からは改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、常勤の特別職としての教育長を設置することとなりますので関係条例を整備するものでございます。

それでは、条例案を説明させていただきますので、11ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条につきましては、輪之内町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。新教育長の設置に伴いまして、教育委員会委員長は廃止となりますので、別表中の教育委員会委員長の報酬年額を削除するものでございます。

第2条につきましては、輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。2ページでございますけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。

第1条に趣旨及び適用範囲というのを定めておるわけでございますけれども、この中に第3号といたしまして教育長を追加し、別表におきまして給料月額を定めておりますが、ここに教育長53万円を追加するものでございます。

教育長が常勤の特別職に変わることによって給与の支払い根拠法令が地方自治法に変わるということでございますので、輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の適用範囲に加えるというものでございます。

常勤の特別職の教育長の給与につきましては、改正法の附則第6条の規定によりまして地方自治法の一部改正が行われ、改正後の地方自治法第204条第1項の規定によりまして給料を支払わなければならないとされたところでございます。また、同条第3項において、給料、手当の額は、条例でこれを定めなければならないとされております。

教育長の給料月額の決定に至る手続といたしまして、平成27年第1回の定例輪之内町議会におきまして輪之内町特別職報酬等審議会条例の一部を改正して、教育長の給料の額について条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くということにいたしました。

本条例の提出に際しましても、審議会に諮問をいたしまして、審議会の答申では、現在の給料額は年金の支給額を加味して決定されていますが、平成27年10月1日より一般職という立場から、教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した常勤の特別職として就任されるということで、その責任の重さ、さらには小・中学校長と同等、もしくはそれ以上の権限を持つ立場であるということ踏まえまして、また近隣市町の教育長の給料も参考に審議をし、給料月額53万円という額が答申をされたところでございます。

輪之内町以外の西南濃各町の教育長の給料月額につきましては、1町を除きまして改定予定額も含めると、54万円、または55万円となっております。

また、小・中学校長の給与につきましては、県の給料表の最高額に管理職手当を含めると51万5,000円程度、高齢の職員につきましては一部カットがされておるかもわかりませんが、51万5,000円程度でございます。

特別職の教育長の給料につきましては、職務の特殊性に応じて定められるということでございますので、審議会が答申した額は妥当というふうに町で判断いたしまして、答申額を尊重して条例案に盛り込んだものでございます。

なお、10月1日以降の教育長の給料につきましては、改正後の輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例に基づいて支給をすることとなりますので、これまで一般職の

教育長の給与を定めておりました教育長の給与その他の勤務条件に関する条例につきましては、本条例の第3条におきまして廃止をするということにいたします。

この条例につきましては、附則にございますように、平成27年10月1日から施行するということにいたします。

以上で議第49号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この特別職の報酬については、報酬審議会に諮問して答申があつて、それを参考にされたということでしたけれども、諮問案というのは、どのような諮問案を出されたのか。

そして、この報酬審議会の議事録というものは、これは委員会付託になると思うんですけれども、委員会のほうで提示されるかどうかということをお伺いします。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

諮問案につきましては、いろんな方法があるかと思えますけれども、あらかじめ事務局でこのような額ということで、この額がよろしいでしょうかという諮問の仕方もありますが、今回の場合につきましては、事務局案は全く出さず、審議会のほうで適切な額を御判断くださいということで、ゼロからのスタートというやり方で諮問をしたところでございます。

それから議事録につきましては、非公表にするという理由はございませんので、必要があれば公表させていただきます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後0時59分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（高橋愛子君）

日程第16、議第50号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、説明をさせていただきます。議案書は13ページからでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

議第50号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年9月4日提出、輪之内町長でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法と呼ばれておりますけれども、この法律の制定に伴いまして、今後、国民に個人番号が付番されまして、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することで国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなっております。

番号法に規定しております特定個人情報の保護のための措置として、番号法におきましては、国等における一般法としての行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に対する読みかえ規定を定めておりますけれども、地方公共団体の一般法であります個人情報保護条例に対しては画一的な読みかえ規定を設けることができないので、個々の地方公共団体の個人情報保護条例に番号法の適用が及ばないということになっております。

そこで、番号法におきまして、地方公共団体はその保有する個人番号の適正な取り扱い等を確保し、必要な措置を講じることを求めています。したがって、輪之内町におきましても、今後新たに保有する個人番号について、条例に基づき、番号法の趣旨

を踏まえ、その厳正な管理と適切な運営を行っていく必要があることから、輪之内町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

以上が改正の趣旨でございます。

それでは、具体的内容につきまして新旧対照表で説明をさせていただきます。3ページからでございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、目次のところですが、第2章第2節の目次を変更いたしますので改正をするものでございます。

それから、第1条で目的を定めておりますけれども、ここで町が保有する個人情報の後に括弧書きを加えるということでございますが、個人情報の範囲といいますのが、この条例と番号法とではその範囲が異なりますので、番号法において定義づけられた特定個人情報に対して、この条例の適用から外れるものがないよう括弧書きの規定を加えるものでございます。

それから、第2条におきましては定義を定めておりますけれども、この定義の中に特定個人情報等の定義づけをするために規定を追加するものでございます。

それから、第3条につきまして実施機関等の責務を定めておりますが、こちらも先ほどの第1条と同じようなことでございますけれども、個人情報の範囲が条例と番号法で異なるため、番号法において定義づけられた特定個人情報に対して保護措置を講ずることを明示するものでございます。

続きまして、第7条の2でございますが、こちらは新しく条を追加しようとするものでございます。特定個人情報の保護評価に関する規定を追加するものでございますけれども、こちらにつきましては、特定個人情報保護評価に関する規則というのがございまして、その第7条第4項の規定によりまして、地方公共団体は評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聞くこととなっているということを踏まえまして、町の個人情報保護審査会の意見を聞くという規定を追加するものでございます。

第9条につきましては、収集の制限が規定してございますけれども、こちらのほうは、先ほどの第7条の2を追加したことによりまして必要な改正を行うものでございます。

続きまして、第9条の2でございますが、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知でございますけれども、こちらの条は、新しく追加をしようとするものでございます。番号法の29条の第1項の規定によりまして、読みかえて適用します行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律第10条の規定内容を町条例にも盛り込むため追加をするものでございます。

続きまして、第9条の3でございますが、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表でございますけれども、こちらのほうも行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律の第11条の規定振りに沿って追加をするものでございます。

第10条の改正ですが、適正な維持管理を定めておりますけれども、こちらのほうは、町の条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても適用対象とするために、この括弧書きを加えるものでございます。

第11条でございますけれども、こちらのほうは、その後、第11条の2という新しい条を追加いたしますので、そのために見出しの改正をするものでございます。なお、特定個人情報につきましては、第11条の2の規定を定めますので別の取り扱いをするということになりますので、括弧書きを加えまして、この条の適用除外とするということでございます。

次に、第11条の2ということで、特定個人情報の利用の制限というのを新しく追加するものでございます。こちらのほうは番号法で読みかえて適用します行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律、こちらの第8条の第1項及び第2項、2項のただし書きは除いておりますけれども、その規定内容を盛り込むために追加をするものでございます。

なお、目的外利用が懸念される事例といたしましては、この条文中にもございますが、人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか、または本人の同意を得ることが困難であるとき、それから2つ目としては激甚災害時等であって、番号法9条第4項に規定された要件を満たすときという、その2つに限定をされているところでございます。

それから、第12条の改正でございますが、提供先に対する措置の要求というところでございますけれども、特定個人情報の提供につきましては、番号法の第4章においてその取り扱いが定められておりますので、条例のこの条の規定が適用されることはないものと考えられますので、特定個人情報を除く括弧書きを加えるものでございます。

14条につきましては、委託に伴う措置等ということで括弧書きを加えるものでございますけれども、個人情報に該当しない特定個人情報についても、この条及び第15条の受任者の義務の規定を適用することとするために追加をするものでございます。

それから、第16条の改正、開示請求権でございますけれども、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても開示請求の対象とするために、第1項におきまして括弧書きを加えるものでございます。

第2項の改正につきましては、開示請求に係る代理人の範囲につきまして、個人情報にあつては未成年者、または成年被後見人の法定代理人としておりますが、番号法の読みかえ規定によりまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律におきましては、第12条第2項において特定個人情報にあつては未成年者、もしくは成年被後見人の法定代理人、または本人の委任による代理人ということが認められておりますので、特定個人情報についてのみ番号法の内容となるように改正をするものでございます。

続きまして、第20条の改正でございますけれども、削除請求権でございますが、特定

個人情報については、削除請求権及び第21条の中止請求権に関する規定を適用しないこととするために括弧書きを追加するものでございます。削除請求権はないんですけれども、その次に第21条の2、利用停止請求権をつけ加えることといたします。こちらのほうは、番号法の読みかえ規定によります行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の36条に相当すべきという内容を追加するものでございます。

続きまして、第22条でございますけれども、開示請求等の方法でございますが、こちらのほうは、第1項におきましては第21条の2を加えたことによる改正と、第1項の第2号につきましては、この条例に定める個人情報に該当しない特定個人情報についても開示請求の対象とするために括弧書きの規定を追加するものでございます。

なお、第20条から第21条の2の規定に基づき、削除または目的外利用等の中止の請求にあつては特定個人情報を、それから利用停止の請求にあつては情報提供等記録を除くという旨の規定をしたということでございます。

第26条の改正につきましては、第21条の2を加えたことによりまして、「利用停止」という言葉をつけ加えるものでございます。

それから、第29条につきましては、この条の規定を個人情報に該当しない特定個人情報にも適用させるよう括弧書きを追加するものでございます。

それから、第36条の改正につきましては、他の制度との調整を規定しておりますけれども、番号制度におきましては、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト、マイ・ポータルと呼ばれておりますけれども、そちらのほうを通じて自己の個人情報を閲覧できるようになる予定でございます。マイ・ポータルによる開示請求のほうが高利便性が高い場合が想定されますので、番号法では他の法令等により同一の方法で開示が認められる場合についてもマイ・ポータルによる開示を認めるということにしておりますので、この条例においても、他の法令等による開示の実施との調整を行わずに、開示請求の重複を認めるということにするものでございます。

以上が改正内容でございます。施行日につきましては、番号法の施行日であります平成27年10月5日から施行するということにいたしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明をお伺いしましたけれども、さっぱり理解できないというのが実態でござい

ます。非常に難しい内容になっておるわけですがけれども、まずマイナンバー制度が今の説明で国民の利便性の向上だという説明があったと思いますけれども、マイナンバー制度は、もともと行政側が業務の効率化を図って、国民のさまざまな情報を一元的に管理することによって行政能率の向上が最も大きな目的ではないかというふうに思っているわけですが、国民にとって、私たち町民にとって、このマイナンバー制度がどういう利便性があるというふうに考えておられるのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

それから、具体的な中身では、特定個人情報というのがいろいろと出てくるわけですが、この特定個人情報というのは具体的にどういう情報なのか、その辺をもう少しわかりやすく説明していただきたいというふうに思います。

それから、目的外利用について今説明があったと思ったんですけれども、そういう目的外利用などということがあるのかどうか。ちょっと説明を聞いておって、えっと思ってメモしたんですが、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

先ほど説明いたしました中で国民の利便性の向上というところについて御質問があるようでございますけれども、こちらのほうは国のほうで制度をつくった段階において、このようなことを目的の一つとするということで制度設計がなされたということでございます。

社会保障、税に関しましては、番号法をつくって公平な社会とするようにというように目的が一つある一方で、ただいま行政機関におきましていろいろ、例えば何かの手续をするときに住民票が必要であったりとか、あるいは課税証明が必要であったりとか、そういった場合がございまして、この番号法ができて、その後、適正に運用していけば、そういった情報は行政機関の中、あるいは他のところから利用することができて、本人さんに改めて住民票を持ってきてもらうとか、あるいは課税証明を持ってきてもらうというような手続がなくなるということで、そういった意味において利便性の向上ということが一つ国において掲げられたところでございます。

それから、特定個人情報とは何かというような御質問がございましたけれども、こちらのほうは番号法でその定義づけがされておりますけれども、要するに個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報というということでございます。

個人情報はいろいろございまして、氏名とか住所といったものも個人情報でございまして、そこに番号があわせてついておる場合がこれから出てくるということでございまして、番号をその個人情報の内容に含むものを特定個人情報というということでございます。

それから、目的外利用のお話が出ましたが、先ほど第11条の2、新しく追加をさせていただきます条の説明におきまして少し説明をさせていただいておるところでございますが、本来、その業務のためにその番号情報を本人から取得する。したがって、その目的以外には使ってはならないというのが原則でございますが、例外的に認められている事項につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか、または本人の同意を得ることが困難であるときに目的外に利用してもいいという規定がございます。それから災害の場合で、番号法に規定された要件を満たす場合については目的外に利用してもいいということは法律上決まっておるということでございますので、御理解をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

国民の利便性向上ということについて、今説明がありましたけれども、今の説明をお伺いしても、やはりこれは国民の利便というのは、今の説明を聞いただけでも、課税状況とか、そういうことの証明が必要なとき、これは行政の進める上において必要な情報だというふうになると思うわけですね。だから、あくまでこれは行政がスムーズに行えるようにするものではないかというふうなことを思うわけであります。

今、個人情報とは何かということについて、個人番号票に記載されている内容というふうに解釈してよろしいんですか。ちょっとまだこの特定個人情報というものが具体的に、現段階においてどういう情報がそういう特定個人情報に該当するのか、そういうことを具体的に教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

国民の利便性というところで御質問がありまして、その中で行政側の使用に付する部分が多いのではないかというような、今、御質問内容かと思っておりますけれども、既に番号法につきましては、法律の制定がされておりますので、今回の個人情報保護条例の一部改正につきましては、そういった決められた番号法に基づいて、今後、新たに町のほうを取得する、これもまた説明が要るかと思っておりますが、特定個人情報について保護していくためにこの条例を改正しますという趣旨でございますので、その番号法の目的については国会で十分議論された中で成立したものと理解しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それから、再度特定個人情報につきましてはの御質問でございますけれども、現段階で

どういふものかということですが、現段階ではまだ法律が施行されておられませんのでございませぬ。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第50号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この番号制度は、個人情報にこれに登録されると全く無防備になってしまう。幾らこの条例をつくったとしても、前の一般質問でもお聞きしましたけれども、年金制度の情報漏えいということがあるわけで、町民の個人情報を一元管理するというようなことになるとうると、本当にもし情報が漏れたりすればとんでもないことになるとうふうになると思ひます。

今、個人情報保護条例においてそういったことを守っていくんだとうふうなことを言われるわけですけれども、これはあくまでマイナンバー制度を運用するための手段であって、最も個人情報を守るためには、マイナンバー制度の延期、あるいは中止を求めることであって、これを施行することではないとうふうに思ひわけであります。これをスムーズに進めるための条例整備ということであれば、いかにマイナンバー制度の施行を延期、あるいは中止する、そういったことが必要じゃないかとうふうに思ひわけでありますので、このような危険なことは何とかやめてほしいとうふうには思ひます。そういったことで、この条例改正には反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第17、議案51号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

それでは、議案書の20ページをごらんください。

議案51号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例を次のように定めるものとする。平成27年9月4日提出、輪之内町長。

21ページ目が改正の条例でございます。

新旧対照表の13ページをごらんください。

町長の提案説明にもございましたが、平成27年5月20日公布されました水防法の一部を改正する法律によりまして、条例で引用する法律の条項を改めるものでございます。

1条中におきまして、引用している水防法「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改めるということでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この水防法第15条第1項の追加になった第3号というのは、どういうものが追加されているんですか。

それから、この第4号のハというのは何が書かれているのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

第3号でございますが、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として、市町村が行う、洪水、雨水、出水、または高潮に関する避難訓練の実施に関するという事項が加えられましたので、項送りのため第4号になったということでございます。

第4号におきましては、簡単に言いますと、浸水区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設のある名称及び所在地ということで、輪之内町としましては、ハの大規模な工場その他の施設ということで、これは国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定める用途及び規模に関するものをうたうということになっておりますので、この条例で施設の用途及び規模の基準を定めております。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第51号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議案51号 輪之内町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第18、議第52号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書のほうは22ページでございます。よろしくお願ひいたします。

議第52号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年9月4日提出、輪之内町長でございます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律がこの10月1日から施行されます。厚生年金に公務員及び私学教職員も加入するということになります。これに関連いたしまして必要な条例改正を行うものでございます。

改正いたします箇所につきましては、23ページの条例案にございますように、他の法令による給付との調整を定めております、附則の第5条のほうを改正するというところでございまして、具体的には、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）でありますとか、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の法律及び共済年金等の記述を削除するというところでございます。

具体的な箇所につきましては、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

14ページから新旧対照表をつけておりますけれども、具体的に改正する箇所が出てきましたのは16ページでございますので、16ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは傷病補償年金を定めておるところでございますけれども、現行のところには先ほど申しました国家公務員共済組合法であるとか、地方公務員等共済組合法、あるいは障害共済年金というような記述がございますけれども、こちらのほうが厚生年金に統合されるということで、この記述が不要になるということでございますので、その部分を削除するというところでございます。

それから、少し下に下がっていただきまして、障害補償年金というところで「障害共済年金又は」という文言がございますけれども、この障害共済年金というものも統合されるということで、この部分を削除するというところでございますし、17ページの一番下のところでございますが、遺族補償年金について定めておるところでございますが、ここにも国家公務員共済組合法であるとか、地方公務員等共済組合法、あるいは遺族共済年金というような記述がございますので、こちらのほうを削除するというところでございます。

それから、第2項におきまして、新旧対照表は18ページでございますけれども、この表の一番下の部分でございますが、「障害共済年金又は」という表現がございますので、こちらのほうも厚生年金に統合されるということで削除するというところでござい

す。

なお、この条例につきましては、平成27年10月1日から施行するということによりまして、附則におきまして経過措置、あるいは障害共済年金等が支給される者の特例を定めておるところでございます。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第52号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 輪之内町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第19、議第53号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

議案書25ページをお開きください。

議第53号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成27年9月4日提出、

輪之内町長。

先ほどから個人情報保護条例の中でも出てきました番号法の施行に伴いまして、通知カード、これは10月5日以降に交付される、そして希望する方は、申請されずと個人番号カードが来るわけですけれども、これは28年1月から交付される予定となっております。

この両カードにつきましては、地方公共団体情報システム機構から交付されるものですが、この機構につきましては、輪之内町が委託をして、このカードの発行をお願いしているところでございます。そこから交付されるわけですが、初回は国の負担がありまして、無料で交付されます。しかし、それを紛失されたとか、そういったときに再交付を希望される場合には手数料がかかるということでございます。その再交付される場合、機構のほうから町にその手数料として請求が来るわけでございます。

この条例の一部改正につきましては、新旧対照表のほうで御説明させていただきたいと思っております。19ページをお開きください。

19ページ、事務の内容というところを見ていただきますと、通知カードの再交付、この手数料は1枚につき500円ということになっております。ただし、次に掲げる場合を除くということで、この場合は手数料を徴収しないということで規定がなされております。ア. 通知カードの追記欄の余白がなくなった場合、イ. 町または地方公共団体情報システム機構の過失による紛失等に係る再交付の場合、ウ. 個人番号または住民票コードの変更による通知カードの返納後の再交付の場合、エ. 町または地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付後の再交付の場合、オ. 国外転出による通知カードの返納後の再交付の場合、これらの場合にあっては手数料を徴収しないという規定が設けられてございます。

次に、もう一方のカードでございますが、個人番号カードの再交付につきまして、その手数料は1枚につき800円でございます。例外規定につきましては、通知カードと同じ規定を定めております。

この個人番号カードを希望され、発行された方につきましては、住民基本台帳カード、これは従来から発行されておるものでございますが、それにかわるものを交付を受けるというようなことから、この個人番号のカードの交付及び再交付並びに亡失等を原因とする交付につきましては削るということでございます。

議案のほうに戻ってください。27ページを見てください。

附則としましては、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表5項の次に次の1項を加える部分（通知カードに係る部分に限る。）に限る。）は、平成27年10月5日から施行するということでございますが、この内容につきましては、通知カードは、先ほども申し上げましたように10月5日以降に発行される、それから個人番号カードは28年1月1日以降に発行されるというようなことから、通知

カードについては10月5日から施行しますし、個人番号カードについては、来年1月1日試行ということをやっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この通知カードと、それから個人番号カード、これを再交付のときに500円なり800円なりの手数料が必要になってくるということですが、この通知カードや、あるいは番号カードを仮になくしたような場合に、そのまま放置すると、これどうなるんですか、何か不都合があるのかどうか、教えてください。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

それは自分を証明するものでございますので、会社で提出を求められたり、行政機関で提出を求められたりする場合がございますので、不都合になるかと考えております。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは個人で保管しておる義務があるわけですか。その辺のところ、もしも持っていないと何か罰せられるとか、そういうことがあるかどうか、お伺いしたいです。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

これは個人情報でございますので、大切に保管していただくというのが原則でございますし、これを持っていないから何か罰則があるかという、そうではございません。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これを持っていないと、例えば役場へ行ってなくしてしまっていてありませんというようなことになれば、そうすると、そこで事務は全部とまってしまうということですか。その場合、もう一遍購入してくださいというふうになるのかどうかということをお伺いします。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

このカードをお持ちでない方は、全て申請ができないかと、こういうわけではございません。それにかわるものをお見せいただくことになるかもしれませんが、そのカード1枚を持っておれば、いろんな情報を行政側はとることができますので、そういうふうにしてほしいというふうを考えております。事務が滞るわけではございません。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第53号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって9月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号並びに議第42号から議第49号までについては、9月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月17日に委員長報告をお願いします。

○議長（高橋愛子君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

(午後1時48分 散会)

平成27年 9 月 4 日開会 第 3 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第14日目

平成27年 9 月17日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第6 議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

日程第7 議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

日程第8 議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成27年第3回定例町議会付託事件）

日程第9 議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議第44号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議第45号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議第46号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成26年度決算特別委員会委員長報告

（平成27年第3回定例町議会付託事件）

日程第14 議第54号 輪之内中学校エレベータ等整備工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第14までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
3番	浅野常夫	4番	高橋愛子

5番 小寺 強
7番 北島 登
9番 森島 正司

6番 田中 政治
8番 森島 光明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木野 隆之	教 育 長	西松 敏夫
参 事 兼 住 民 課 長	岩津 英雄	会計管理者兼 税 務 課 長	田 中 実
調 整 監 兼 総 務 課 長	兒 玉 隆	危機管理課長	森 島 秀彦
経営戦略課長	荒 川 浩	福 祉 課 長	田 中 久晴
産 業 課 長	中 島 智	建 設 課 長	高 橋 博美
教 育 課 長	松 井 均		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足 利 恵 信	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成27年第3回定例輪之内町議会第14日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第42号及び議第49号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第41号、議第42号及び議第48号についての審査報告がありました。

次に平成26年度決算特別委員長から、議第43号から議第47号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

まず初めに、今回の台風17・18号により被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げますとともに、地域の復興が一日も早い達成がなされることを願うものであります。

初めに、水道の水質管理と中江川の整備について質問いたします。

7月号広報によりますと、水道水検査結果について、一般細菌を検出、毎回ゼロであったのに、最近の検査で12個も検出されていたようですが、検査水の採水方法、採水地点はどこか。供給先々、楡俣、南波、本郷、下大樽等での検査は実施されているのかどうか。毎日飲用している水道飲料水なので、安心・安全のための管理、供給は大丈夫か、お答えください。

次に、水源地近くを流れる中江川の水質浄化策についてお尋ねいたします。

8月の全協の際、さきの委員会のときにも少し説明がありましたが、取り組み方を住民にわかるように詳しく説明願います。

町内では、年間を通じて水が流れる箇所は限られた場所になりましたが、輪之内町の中心を流れる中江川は、その限られた河川の一つです。地下水を掘削して水をくみ上げる計画があるようですが、費用をかけずに効果を上げるには揖斐川の水を取り入れるのが手っ取り早いと考えますが、水利権、漁業権等の絡みもあると思いますが、各種団体・組合等と協議されたことがあるのでしょうか、あればその内容をお答えください。

名古屋の水道水が一般的にはおいしい水とされていますが、しよせんは川の水を浄化して飲み水にしているわけです。私は、輪中、輪之内町の水のほうがはるかにおいしいと感じております。

水の都と言われる大垣の水門川は、以前と比べて見違えるような環境になり、きれいになって魚が泳いでいるのが見受けられます。町内河川も、魚が泳ぐ姿がじかに見える環境づくりに変えてはいかがでしょうか。カワバタモロコだけでなく、釣りもでき、泥んこになって魚もとれる、自然に親しめる、そのような場所になれば青少年の情操教育にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

次に、祝、町長就任3,000日通過を記念して。

過ぎ去ってみれば早いもので、町長就任から3,000日を通過しました。毎日、休みなく、24時間の激務、御苦労さまでございます。

お見受けいたしますところ、御健康そうで何よりでございます。私は役場職員に対して、宮仕えよりトップの座を目指されたらどうかと尋ねてみますと、大半の職員の方は、皆、あんな激務にはとてもたえられないと答えが返ってきます。大変な仕事だなあとお察しいたします。御健康には十分に留意なさって職務の励行を願うものであります。

ここで町長本人が自身の成果を高々と唱えるのは言いづらいと思いますので、私は町民に評価を聞き、尋ね回り、また私なりに町長実績を振り返ってみました。

まず、手始めに返ってきた答えは、おおむね以下のようなとおりでした。

1. 18歳までの医療費無料化の実施、2. 朝市の開設、温泉利用回数券の発行、3. デマンドバスの導入、4. ホットステーションの開設と、民業を圧迫という功罪半ばの事業もありますが、このところ好評に推移していると見受けます。

親方日の丸的で、財政的な部分は余り考慮されずに済ましている事業もありますが、費用対効果はいかほどか、2、3、4についてお答えください。

事業成果の中には、県史跡付近の工場誘致に関して、特に町内、近辺市町の知識人と言われる人々は、もう少し何とかならなかつたのかと言われる人ばかりでした。輪之内町の1等地に受けた恩をあだで返す政策の人、受けた恩をあだで返す政策の人とは、私は意見を異にしておりますので、あえて成果のうちには上げませんでした。

人口増加策、また働く場所の確保として、中郷新田1945番地付近に、人任せでなしに、町長自身、みずから汗を流し、工場誘致、あるいは分譲住宅用地等を計画なさってはいかがでしょうか。担当職員の苦勞が少しばかりはわかると思います。農業をするために

購入したとの答弁をいただいておりますので、これ以上の提案はいたしません、いま一度、お考え直していただけないでしょうか、お答えください。

来年度から現在の保育園は認定こども園と移行し、大藪・福東・仁木こども園となるわけですが、現町政は、比較的高齢者向け政策が先行している向きがあります。若年世帯者、子育て世代の施策として、町長就任3,000日通過を記念して、こども園開園のお祝いとして、来年度、園費無料化を検討なさってはいかがでしょう。

町長は公約の中で、「子育て環境日本一」「福祉環境日本一」を目指して、「安全・安心のまちづくり」を公約に掲げて当選を重ねてまいられました。タイミングとして絶好の機会であります。まさに園費無料化が実現できれば、公約の一つの子育て環境日本一が、まず1つ実現するわけです。こども園認定に反対された一部革新系議員もありましたが、無料化実施ともなれば、まさか反対はされないと思います。

間もなく来年度予算編成の時期を迎えるわけですが、私の試算では、幼児・児童数を計算すると、それほどにはかからないと思います。報酬の引き上げを検討の前にやるべきことがもっともっとあるのではないかと、先にやるべきことをやるのが先決だと考えます。

高齢者に好評のデマンドバスの利用について、羽島市民病院行きの要望が多く聞かれます。岐阜羽島駅まで運行しているわけですから、あとほんの少し延ばすだけですが、旅客法、陸運局、羽島市等との調整があるかと思いますが、いかがでしょう。

住民の要望には切りがありません。やればやったで、次から次へと要望は後から出てきます。大垣市民病院行きの要望もありますが、町長のキャッチフレーズの「もっと、もっと」の公約だと、住民の要望に切りがありません。「もっと、もっと」のキャッチフレーズを「もう少し、もう少し」に変更なさってはいかがでしょう、お答えください。以上であります。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

一般質問、古田東一議員から何点かの御質問をいただきましたので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の水道の水質管理と中江川の整備についてでございます。

初めに、水道水の検査についてであります。水道法施行規則において色及び濁り並びに消毒の残留効果の検査を行う旨の規定があり、職員が毎日、原水元であります第一水源地、第二水源地の水道水について検査をいたしております。水源地から供給いたしました浄水につきましても、日がわりで大藪・福東・仁木の各コミュニティ防災センターの水道から採水をし、色、濁り、残留塩素の水質検査を行っております。

末端供給地点での水質検査については、不定期ではありますが、月に1回程度、消火栓から採水をし、検査を行っております。

また、岐阜県公衆衛生検査センターに委託し、原水については各水源地から採水し、年4回、浄水につきましては、毎月1回、各地区コミュニティ防災センターと給食センターの計4カ所から順に採水して検査を行い、安全・安心な水の供給に努めております。

次に、水質浄化対策についてであります。輪之内町では町内河川の水質を改善し、透明感のあるきれいな河川にすることが、ここ何十年來の住民の切なる願いであります。町では、平成6年から年に1度、町内の水質調査を18年間にわたり行ってまいりましたが、水質環境は、なかなか改善されない状況で現在に至っております。

今をさかのぼること、ちょうど3年ほど前の平成24年11月30日、輪之内町地域協働水質改善協議会が設立をされました。この協議会においては、大樽川流域及び幹線水路の生活排水対策を総合的に推進することを目的に、河川環境改善活動の推進、生活系・事業系の排水汚濁負荷削減活動の推進、さらに住民、事業者、行政が協働して水質改善に取り組むことについて、具体的に協議・検討がされているところであります。

まずは、大樽川、中江川、東江川、中西江川及び西江川に水質調査地点として全部で13カ所を定め、平成25年4月から平成26年1月までに5回の水質調査を実施いたしました。その結果、環境省のC類型に位置する環境基準の達成状況では、BODは13地点中6地点で環境基準を超過しており、生活系、工場系、畜産系、農業系の排水の流入と富栄養化現象の発生が要因であろうと思われまます。そして、輪之内町で特徴的な鉄分の流出が濁りの原因であることも明らかとなりました。

これらをもとに水環境の目標値として、透視度30センチ以上を平成28年度に100%の河川で、70センチ以上を平成35年度には50%の河川で達成することなどを短期・長期目標として取り組むこととなりました。

水質改善施策として、下水道整備・普及の推進を初めとする各種の排水対策、普及啓発のための花いかだの設置、生き物観察会の実施等をしてまいりました。

地下水の導水については、具体的には平成26年2月から本戸及び中郷新田のほ場整備で設置されたかんがい用のポンプ2基を使って中江川に集中して流し、非かんがい期における地下水を利用した導水実験に着手をいたしました。

その結果、役場西付近では約5時間後には透視度100センチ以上になり、体長80センチはあろうかと思われるコイの群れが悠々と中江川を遡上していくのが観察をされております。

平成26年度に入り、地下水を利用した長期導水実験を試みました。その結果、1つ目に、町内全ての河川の水質改善に必要な地下水の導水量は、合計毎分55.5トン必要となること、特に中江川だけで見れば、毎分7.4トン流せば水質が改善されるということ。2つ目に、揖斐川水位と導水効果の関係についてであります。揖斐川水位が1メータ

一を超える水位の高い状況では、流れができないために導水効果が薄れるということ。
3つ目に、福東排水機場運用による中江川の水質改善効果については、透視度、濁度の改善効果は余り見られず、改善されない要因は、河川水位の低下に伴い、河床堆積物が流出したためと考えられること。そして4つ目には、地下水導水による揖斐川本川への影響はほとんどないこと。以上の4点が明らかとなってまいりました。

今年度、中江川上流部に井戸を掘って、主に非かんがい期に常時自噴水を放流し、同時にポンプアップによる地下水を干潮時に合わせて月10日間程度流すことによって、住民の皆様にも明確にわかるように水質を改善していこうと計画しているのが現在の状況であります。

また、古田議員もおっしゃっておられますように、手っ取り早いのは揖斐川からの導水であることも、私もその意見を異にするものではございません。しかし、御承知のとおり、水利権の壁があり、その導水に至る道は非常に難しいのも現実であります。このことについては、木曾川上流河川事務所、中部地方整備局にも直接出向き、お願いをしているところではありますが、水質の悪化が直接住民生活に甚だしい悪影響を及ぼしているものではないとして、3年の社会実験的な、いわゆる河川管理行為による導水というのがございますが、それすら難しいというのが今のところの国の見解であります。漁協等関係者への協議開始の前提としての河川管理者との協議が調っていないというのが現状であります。

いずれにいたしましても、ただいま取り組んでおります水質改善事業により河川環境が改善され、子供たちも川の生物や自然を身近に感じることができれば、議員の御意見にありますように情操教育にもつながるのではないかと、その意味では事業の効果に大いに期待をしております。

2点目の、祝、町長就任3,000日通過を記念するという御質問についてのお答えをいたします。

まずもって、私に対する評価の件であります。18歳までの医療費の無料化、朝市の開設、デマンドバスの導入、ホッとステーションの開設等について、ある一定の評価をいただいておりますことに、ある意味ではほっといたしております。

ただ、私自身が主要課題として取り組んでまいりました、町民の皆様の安全・安心対策、安定財政確保のための企業誘致、他市町との連携について積極的な言及がなされておられません。いささか目指す施策の方向が古田議員と異なるのではなかろうかと、そんな思いを抱いております。今後は、これらについても御理解を得るべく精進を重ねてまいりたいと思っております。

評価はするけれども、財政的な部分が余り考慮されていないので、その費用対効果についてどのように考えているんだというお尋ねでございますので、今の考え方を申し上げておきます。

まず、朝市の開設について、軽トラ朝市の現状を申し上げますと、平成25年4月の開催以来、平成27年9月13日の開催まで59回を数えました。平成25年度は延べ515店の出店で、売上高は653万円、平成26年度は延べ647店の出店で、734万円の売り上げとなっております。来場者数は、1回当たり平均700人、延べ約4万1,000人であります。軽トラ朝市に対する補助金は15万円、この使途であります。イベント開催のチラシ及びイベントに使用する景品等に充てております。

軽トラ朝市を始めた当初の目的は、自家農園で栽培した農産物、それを使用した加工品、趣味で作製した工芸品等の販売の機会をつくることと、輪之内町ににぎわいを創設することでありました。先ほど申しました開催実績から、当初の目的は達成されたものと考えられ、費用対効果は十分であったと考えております。

次に、デマンドバスの導入については、今年1月から運行を開始し、8カ月と期間は短いのですが、1月から7月までの利用者数を対比いたしますと、平成26年が同期間に4,400人であったのに対し、今年は7,657人と、約1.74倍に伸びております。

一方、定時定路線バスを含めたバス会社への補助金は、平成26年度が2,985万5,000円に対し、平成27年度の予算額は3,228万8,000円と、1.08倍となります。補助金が240万円ほど増額しておりますのは、デマンドバスの車両3台と予約システムの購入等、初期投資が要因でありますので、デマンドバス導入以前と経費的にはほぼ横ばいであろうと考えております。

また、デマンドバス導入による利用者数は1.74倍で、経費はほぼ横ばいとなり、費用の伸びを極力抑え、その効果である利用者数が伸びているという、この事実は費用対効果が上がっていると、そのように考えております。

さらに、1日当たりの利用者数を現時点での30人前後から50人、100人と、利便性をよくして利用者数をふやす努力をしてみたいと思っております。

次に、ホッとステーションの開設について、その現状から申し上げます。

ホッとステーションの開設以来の平日の来場者数は、サロンへ平均60名、野菜等の購入や講習会、これはいろんな教室等もごさいますが、それらへの参加者が平均30名ほどです。日曜日に開催されております観光案内には、23日間の開設で、延べ400人の来場がございました。

ホッとステーションのサロンは、福祉的な事業であって、利益を得るためのものではありません。利用されている方からは、サロンが開催され、ここに来るのが楽しい、そんな声を聞いておりますが、福祉施策は万人全てにとはなかなかできませんので、少しでも多くの方に恩恵を受けていただくことが肝要だと思っております。事業を開始して、まだ半年ほどしか経過しておりませんので、すぐに費用対効果の結論を出すのは難しいかとは思いますが、おっしゃるとおり、貴重な税金でありますので、適切に執行するのが当然であろうと考えております。

次に、人口増加策、また働く場の確保として、中郷新田云々の土地利用についてお尋ねがございました。当該地については農用地の利用をしており、現状変更をする予定がないことを重ねて申し上げておきます。

なお、自分で汗を流したらというような話もございました。既に輪之内町内で企業誘致を進めたものにつきましては、誘致に至る各段階で私自身も必要な関与をしながら事業を進めてまいったことを、あえてつけ加えさせていただきたいと思っております。

次に、保育料の無料化についてお答えをいたします。

来年度から開始する幼保連携型認定こども園、これは基本的に満3歳以上の子供に対して教育と保育を一体的に行う施設であり、地域での子育て支援をあわせて行うものがあります。

幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ単一の施設に生まれ変わるという考えで、子供たちの自発的な活動である遊びを通じた指導を中心とする幼児教育に取り組んでいくものであります。

認定こども園の利用料につきましては、これまでも保育料を国の基準よりも安く設定してきたことを踏まえ、大きな変動がないように設定する考えであります。

現行の保育料は、年間7,000万円ほどを見込んでおりますけれども、これを国の基準に置きかえますと、年間おおむね1億4,000万円ほどになります。したがって、現在でも全体として約半分を既に軽減しているという状況がございます。

利用料の無料化は、子育て世代の家計の負担を軽減する施策であります。認定こども園化による「量」の拡充と「質」の向上の両面から、一層の子育て支援を推進するために、今後とも所得階層に応じた負担を原則としてお願いしたいと、そのことについての御理解をいただきたいと思っております。

なお、言うまでもなく、これまで実施してきた乳幼児から高校生世代までの医療費の無料化、乳幼児期に必要とされるほぼ全ての予防接種の助成、多子軽減等の施策において、今後も若い世代が安心して子育てができる支援、少子化対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、デマンドバスで行ける範囲を羽島市民病院や大垣市民病院まで延ばしてはどうかという御質問でございます。

デマンドバスの運行開始を前に、単位老人クラブを中心に、利用促進のため説明をしております。その際にも同様の意見が寄せられましたが、いずれの病院も往復に最低1時間、もしくはそれ以上の時間がかかってバスの運行効率の低下が予想される。加えて、羽島市民病院には岐阜羽島駅から羽島市の自主運行バスが出ており、大垣市民病院へは輪之内文化会館から大垣駅までの輪之内線があることから、それらのバスを原則として御利用いただきたいと、そんなことをお伝えして御理解を得ておりましたし、今後も、現在のところ、そういう考えであります。

また、今年7月、町外の病院3カ所とやすらぎ苑の停留所を追加したところではありますが、コミュニティーバスの運行の範囲であります。現在のところ、効率的な運行の北限を大垣・一宮線、南限をコミバス今尾付近までということであることをつけ加えさせていただきます。と思っております。

また、最後になりますが、私の政治信条としてのキャッチフレーズにいろんな御意見を頂戴いたしました。貴重な御意見として承っております。大変貴重な御指導をいただき、ありがとうございました。

以上で、古田東一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

現町政について、私は1、2、3、4と質問いたしましたが、住民には好評であると私自身も思っております。ただ、少し違うところがあるにはありますが、そのところはちょっと私は控えておきます。

それから、もう1つ今に関連したことで、今回計画されております井戸の掘削地のことですが、ちょっとした水くみ場、池みたいなものをつくって見たらどうでしょうか。

それから、建設課長にお尋ねいたしますが、輪之内町の水道の地下水は何メートル掘られているのか、ちょっとお答えください。以上です。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

お尋ねの水源地の井戸の深さでございますが、3カ所ございます。旧水源地にありましては、深さが164メートル、第一水源地にあつては187メートル、第二水源地にあつては185メートルでございます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

参事 岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

井戸を掘るところに池みたいなものをつくってはどうかということでございますけれども、そのことにつきましては、今後、できるかどうかも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

おはようございます。

お許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

初めに、町民の税金について質問させていただきます。

私は、議員2期の8年間では、町長の意見には賛成し、発展的な意見を言ってきたつもりではありますが、今度はちょっと物を言わせていただきます。

ガラス張りの町政、町民目線の行政と言ってはおられますが、今の町政は、とてもガラス張りの町政とは思えません。町長室にトイレをつくられてから不信感を覚えました。いまだに町民の方から、何で町長室にトイレや、何度も耳にいたします。なぜ、そのときに町民の声に耳を傾けていただけないのか。

過去に、公金を使いながら、三、四種類のジェラート開発をされました。その都度、町が有名になればいいと言われました。私は公金を使ってやることなら、少しでも利益を得る、そして町民を楽にするのが町のトップの考えることだと思います。利益を望まない商売なんてあり得ないと思います。利益を得ながら町を有名にする、それがまちおこしのスタイルだと思います。

また、今度大藪のビッグに店を出し、100円でコーヒーを売ってみえるそうですが、というと、あれは社協がやっておるんだと言われるでしょうが、町から910万円の補助金を出している以上、知らないとも言えませんでしょう。テナント料もあろうかと思えます。もし、こういうことをしたいのなら、輪之内町の喫茶店を順番に、今月はあなたの店、来月はあなたの店、100円で店にお願いをして、足りない分を町が補うスタイルなら私も納得をします。今のやり方では、近くの一部の方が喜んでいるだけではないでしょうか。地元業者の方が客が減ったと嘆いてみえます。国から来ようが、県から来ようが、町と同じ税金です。町民が納得する税金の使い方をお願いしたいと思います。町長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、歩切りについてお尋ねします。

歩切りとは、適正な積算に基づく設計書金額の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、品確法の改正により、いわゆる歩切りによる予定の価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。ちなみに、衆参両院とも全会一致で可決成立、公布、平成26年6月4日施行されました。全国1,781団体の81%の1,448団体、岐阜県下においては81%、35団体、愛知県が91%の50団体、三重県は70%で21団体、東海3県においては全体の106団体が歩切りをやめています。

そこで、質問いたします。

過去の工事において発注者が公表した予定価格と積算基準で見積もりした工事価格に大きな差異があると、話をよく耳にします。発注者である町が、過去、歩切りをしていた事実はあるのでしょうか。私の知る限りでは、県は予定価格から積算価格の差異は15%未満ですが、輪之内町は20%の差異があります。また、平成27年9月ごろの入札で

も20%の差異がありました。地元業者をいじめて町の活性化につながるのでしょうか。

歩切りを根絶すべきこれだけの理由、1. 見積もり能力のある業者が排除されるおそれがあること、2. ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障を来すこと、3. 担い手の中・長期的な育成確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがある。

以上、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員からは2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の町民の税金についての御質問にお答えをいたします。

まずもって、議員の御意見は御意見として拝聴すべき部分はあるのでありましようが、それについての見解は申し述べません。

ホッとステーション事業についてであります。社会福祉協議会が実施しているが、その経費について町から支出されており、その事業内容が町費を負担すべきものとして相当かどうか、それについての御見解を求めておられるようであります。

イオンタウン輪之内の空き店舗活用に至った経緯から、少しお話をさせていただきます。

昨年、新たに空き店舗ができるという情報から、イオンに対し、行政、福祉、教育、産業、観光等の情報発信基地として賃貸借の可能性を打診したところ、地元公共団体である輪之内町との契約ということで、賃料、業務内容に特段の配慮をいただいて賃貸借契約を締結いたしました。

議員の御質問の中で、町から910万円の補助金を社会福祉協議会に支出している云々とありますが、事業の委託料として社会福祉協議会には425万円を支出し、そのほかに光熱水費と施設の賃借料として367万円を直接町から支払っております。

ホッとステーションでは、地元農産物の販売、文化教室、教育、観光案内、サロン等を実施しておりますが、これはあくまでも利益を得るための事業ではなく、輪之内町の情報発信の拠点として、また住民の触れ合いの場として活用していただいております。町内の方はもちろん、近隣の市町の方も利用していただいております。その触れ合いの場も広がりを見せております。その意味では、事業を実施してよかったなというのが感想であります。

なお、イオンとの契約期間であります。これは平成27年4月から平成28年10月までの1年半であります。その後についてはイオンの意向や利用者の声に耳を傾けながら、その方向について再度検討してまいりたいと考えております。

なお、御質問の中で100円コーヒーの件を問題視しておられますが、利用者の方に負担がかからない料金で、コーヒーでも飲みながら歓談していただくための社会福祉協議会の料金設定に違和感を感じることもありません。決して民業を圧迫しようとする意図を持って決定されたものではないことを、ぜひとも御理解をいただきたいと思えます。

おっしゃるまでもなく、税金は住民福祉の向上のために使用することは基本であります。ホットステーション事業がこの基本から外れているという認識は持っておりません。

今後とも、どのような事業が住民に喜ばれるものなのか、また輪之内町に住んでみたいと思っただけのものなのかを常に考えながら事業を進めてまいります。

また、御質問の中にありました輪之内町の素材を使用したジェラートにつきましては、現在もホットステーションや養老サービスエリア等で販売を継続しておりますので、単なる一過性のものではないと思っておりますし、継続して輪之内町の魅力の発信に寄与しているものと考えております。

次に、第2点目の歩切りについての御質問にお答えいたします。

いろんな数字を質問の中でいただきました。それが何を意味するのか、ちょっとわかりかねる部分もございますけれども、現在の状況だけお話をさせていただきます。

当町におきましては、積算基準や歩掛かり表をもとに設計書を作成し、その設計金額を地域の実態に合わせて予定価格を設定しておりましたが、昨年6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の改正及び総務省、国交省の通知を遵守し、平成27年4月以降の公共工事につきましては、設計金額と予定価格に乖離のない形で入札を執行しております。

以上で、浅野常夫議員の質問に対する答弁といたします。

(3番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

私は、2年ほど前に町長に呼び出されました。なぜでしょう。息子が町・県民税を滞納して、差し押さえ寸前で、そのぐらい私のうちは貧乏なんです。でも、一生懸命税金を払っております。くどいですが、その税金の使われ方が、私はいつも不信感を覚えます。

まちおこし、村おこしなど、テレビなどでよくやりますが、何とかそういうことを見つけて、町民が少しでも楽になるような取り組みをしていただくとありがたいかなと思っております。

もう1つ、あらゆる予算がどんどん下がっていく中で、給料がどんどんと上がると、それもちょっと納得がいかんことです。

もう1つ、歩切りについては、さっき町長から御答弁もありましたが、今度輪之内中学校でエレベーターがつくという話を聞きました。でも、積算と予定価格との差が余りにも大きい。エレベーターとかエスカレーターは、よく事故があるということなので、それを値切って、もしもいいものができなかつたときの事故があつたときの対応はどうされるのか知りませんが、余りにも大きな差異があつたということをお聞きします。これは担当課の課長の御意見もお聞きしたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。

私どもも貴重な税金でありますので、心して執行に当たることは当然でありますので、その点について意見を異にしておるものではございませんので、その点だけははっきりさせておきたいと思ひます。

それと、当然のことであります。これ、給料についてというのは何の給料を意味しておられるのかよくわかりませんが、一般職の給料につきましては、これは人事院勧告に準じた形の中で私どもも相応の給料を、当然に身分保障という意味で公務員に対して払っておるわけでありまして、そのことについては予算審議等を通じても御理解をいただいております。

それと、最後の輪之内中学校のエレベーター工事の件であります。積算価格、予定価格と20%の乖離があるとおっしゃられましたが、先ほど申し上げたように設計金額と予定価格は、私どもは歩切りをしておりませんので、これは何を意味するのか、ちょっとわかりかねますが、担当課長の見解も踏まえて答弁をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

先ほど来、町長が答弁申しましたように、この平成27年4月からは、いわゆる歩切りというものは行っておりません。ですので、設計金額は、いわゆる予定価格ということで入札をしております。といったことで、議員がおっしゃるように、その積算価格と予定価格の差というのがちょっとわかりかねるところもあるんですけれども、いわゆる予定価格イコール設計金額で応札をいただいておりますので、御理解をお願ひいたします。

（3番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

3番 浅野常夫君。

○3番（浅野常夫君）

私は、余りそういう細かい知識は持ち合わせていないんですが、いろんな業者に友達がおりまして、それで、町の仕事をやると余り歩がよくないと。何でやというと、今の結構切られるからという話を聞きまして、輪之内にはポイントという制度がありまして、ポイントを達成せんと次の入札に入れんと、だから少々歩が悪くても入らにゃならんという話をよく聞きます。

そこで、今度仁木小ですか、あの人は多分ポイントを持ってみえんですよ、でも入れたという、その辺のところは私はよくわかりませんので、わかったら教えていただくとありがたいなと思います。

あの人はそんなに、何億の仕事をやってみえるんじゃないなくて、6,000万、7,000万の仕事で今まで来たということを知っています。それが今度2億の仕事をやられるんですが、そのポイントがなかったら入れんというのはよく耳にしましたんで、その辺をちょっと教えてください。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

少しポイントというところがどこの部分なのかというのが、ちょっとわからん部分もありますが、私どもは、今回、一般競争入札ということで入札を行っております。いわゆる予定価格5,000万以上ということでございまして、そういったことで、先ほどの仁木小学校の件も同じような考えだと思っておりますけれども、そういったことで一般競争入札を行っております。その一般競争入札を行うに当たってのいろんな条件が、応札ができる条件というものを設けてございまして、これは建築のほうとしても評点とか、それがポイントとおっしゃるので、多分評点のことかなあと思うんですけれども、それは700点以上とか、そういった条件を設けた上で、それは工事の品質を確保するためにそういった条件を設けるわけですけれども、そういった条件の中で入札を行っているということですので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続きまして、お尋ねいたします。

まず、農業振興地域整備計画の特別管理による見直しについてお伺いしたいと思います。

今年度の農業振興地域整備促進協議会が8月19日に開かれました。そして、22件、約2万1,300平方メートルの農地の除外申請が審査されました。その結果、2件について

は既に農地とは認められない状態になっておりました。これらの土地は、いずれも農業振興地域にはふさわしくなく、農業振興地域から除外しても何ら問題はないと判断される土地であります。しかし、これは無断転用と判断され、法的に公平性を確保する観点から、今回の除外申請は認められませんでした。

農業振興地域の整備に関する法律の目的は、その第1条で、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることとされております。そして、第8条に市町村の定める農業振興地域整備計画に定める事項として、農業生産の基盤整備、農用地保全、農業の近代化のための施設整備に関する事項等々を定めることになっております。すなわち、町としても農業振興地域と指定した土地に対しては、農業生産基盤の整備や農業近代化のための施設整備等々の計画を立てなければならないはずであります。

輪之内町農業振興地域整備計画においては、農業生産の基盤整備や農業の近代化のための施設整備等、その計画がどのように定められているのか、お尋ねいたします。

当町は、昭和46年度に農業振興地域の指定を受け、その後、毎年計画変更をしており、さらに昭和51年と57年、平成6年と9年には、特別管理で大幅な見直しを行ってきたということであります。このように、特別管理による見直しが平成9年までは数年に1度行われていたのに、その後、20年近く行われておりません。

農業振興にふさわしくない農地や、農業振興地域整備計画に定める具体的な整備計画が適用されない農地は、特別管理で計画変更し、農業振興地域から除外することが合理的だと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

続いて、仁木小大規模改修においてソーラーパネルの設置についてお伺いします。

仁木小大規模改修において、全ての教室にエアコンが設置されることに多くの関係者が喜んでおります。

当初、町長は、学校で一斉にエアコンを稼働すれば電力消費量が増加して、このことによる環境への影響も、学校が行っている地球に優しいという環境教育と一致しないおそれがあると言われました。私は、そのためにも校舎屋上にソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行うのが望ましいと思います。太陽光発電は環境教育の教材にもなります。天候に応じて変化する発電状況などを発電モニターなどでリアルタイムにチェックしながら、環境教育を進めることもできるのではないのでしょうか。子供たちには地球に優しい環境と言いながら、学校が化石燃料に頼ってはいは説得力がありません。

初期投資は必要ですが、消費電力量は少なくなり、その分、光熱費が削減できます。国のエネルギー基本計画におきましても、再生可能エネルギーを最大限導入していくようになっており、行政としては率先して導入すべきだと思います。

校舎の屋上は、日光を遮るものもなく、太陽光発電にとって絶好のソーラーパネル設置場所であり、空きスペースの有効利用にもなります。まさに、一石二鳥にも三鳥にも

なります。ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、町内全ての地域に上水道と消火栓の設置をお願いしたいということでお伺いします。

3月議会、6月議会に続いて消火栓についてお尋ねいたします。

6月議会で消防水利の設置基準数86に対し、現有数84、充足率97.7%であると言われました。このことの意味についてお尋ねしましたが、町長の長い答弁にもかかわらず、なかなか理解できませんでした。議事録を何度も読み返した結果、私なりに要約すると、消防水利の設置基準数86ということは、輪之内町の準市街地を1辺が200メートルのメッシュ、すなわち4万平方メートルの地域に区切ると172メッシュになるが、全て準市街地というメッシュでないために、これを2分の1にカウントして86としている数字のことであり、現有数84とは、そのメッシュの中に消防水利基準第3条及び第6条に適合する水利のあるメッシュの数を2分の1にカウントした数が84であると解釈いたしました。すなわち、172メッシュ中、4メッシュの地域が未充足地域ということになります。未充足地域は、2地域ではなく4地域ではないのでしょうか。4地域とすれば、6月議会での答弁以外の2地域はどこで、どういう状況になっているのでしょうか、このことをまずお伺いします。

そして、消防水利の基準については、多様な水利を確保するという観点から、消火栓に偏ることのないようにし、消防水利基準の未充足2地域についても消火栓以外の水利を設置すれば、充足率を100%にすることができると言われました。この2地域に、それぞれ防火井戸を設置する計画はあるのでしょうか。また、その費用は誰が負担するのでしょうか。これは2番目の質問です。

さらに、このことは、現有数84の消防水利基準充足地域においても消火栓のない地域があるということになりますが、消火栓のない地域は何地域あるのでしょうか、お伺いいたします。

町長は、当町では、消火栓設置内規で設置範囲を防火対象物から80メートルと定め、よりきめ細やかに設置していると述べられましたが、このことと消火栓未設置の地域があることとはどのように整合性を説明されるのでしょうか、お答えください。

町民税を賦課されている全ての町民に、ひとしく安全・安心な生活が保障されなければなりません。6月議会でも言いましたが、初期消火にとって消火栓は欠かせません。どんなに豊富な水利があっても、消防ポンプがなければ初期消火は不可能であります。消火器だけでは限度があります。全ての地域で基準以上の消火栓が設置されるべきであります。改めて町長の見解を求めます。

全ての地域で基準以上の消火栓を設置するためには、全ての地域に上水道が整備されていないとできません。現在、下水道整備計画地域内で上水道が整備されていない地域、または住宅、企業等はどれほどになっているのでしょうか、お聞かせください。よ

ろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員から3点の御質問をいただきました。

まず、1点目の農業振興地域整備計画の特別管理による見直しということについてでございます。

御案内のとおり、農業振興地域制度は農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づいて、優良な農地を確保・保全するとともに、農業の振興に必要な施策を計画的かつ集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としております。長期にわたって総合的に農業の振興を図る地域を農業振興地域として、岐阜県知事の指定を受けているところでございます。輪之内町では2,206ヘクタールが農業振興地域に指定をされております。

農業振興地域整備計画とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、国の基本指針並びに岐阜県の基本方針に基づき、市町村が定める総合的な農業振興計画であります。整備計画の内容は、相当長期にわたり、また長期という意味はおおむね10年以上ということでございますが、農業上の利用を確保すべき土地と施策について輪之内町農業振興地域整備計画として定めております。

御質問をいただきました農業生産の基盤整備では、再ほ場整備等の土地基盤整備を推進してまいりました。また、農業の近代化のための施設整備では、輪之内町の農作物の集出荷の本拠地として、本町の中央にカントリーエレベーター、農機具センター、共同集出荷場、低温倉庫、水稻育苗センターなどのJAの施設があり、近代化の施設は、おおよそ完備されております。

なお、特別管理というお話がございましたが、特別管理というのは制度の運営上での通称であり、法律上で定められたものではございません。平成6年から見直し、平成9年に認可されたのが当町では最後となっております。

平成11年の農振法の改正では、農業振興地域についておおむね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査により、現況及び将来の見直しについて調査を行うことが定められ、岐阜県の運用では、特別管理と称した大幅な見直しは現在できなくなっております。

平成9年からは農業振興地域整備計画で定めた農業生産基盤の整備で輪之内町南部地区で再ほ場整備を実施しており、地域の実情により地区編入や除外の調整を行うため、見直しは行っておりません。その後も、道下・本戸・東部地区などの再ほ場整備を実施

し、平成25年からは県営基盤整備事業の区画拡大で、福東・大藪地区でも地域の要望によって工事を実施しております。今後も、要望があれば、県営事業も含めた基盤整備事業を実施していくため、真にやむを得ない場合のみ、地権者の意見により編入・除外をするなどの見直しを毎年行っているところであります。

平成21年の法改正で農振地域からの除外及び農地転用の基準が厳格化され、これまで既に除外してあります白地でも転用のできないケースが見受けられます。今後は、農業委員会と連携しながら優良農地の確保に努め、計画に変更が必要な場合は、総合的な見直しを実施してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の仁木小大規模改修においてソーラーパネル設置をについてであります。

町内の小学校の老朽化に対する改修工事として、建設年度が古くて老朽化の進んでいるものからということで、仁木小学校において、今年度、大規模改修工事を手がけたところでございます。この改修工事は、2年をかけて完了する予定となっております。

議員の御質問の趣旨は、ソーラーパネル設置が子供たちへの環境教育の生きた教材になるという趣旨で述べられていると思います。太陽光発電を設置した御家庭では、小まめに電気を消したり、節電に一層積極的になったという話をよく聞きます。また、それを通じて環境に対する意識が高まり、電気だけではなく、地球温暖化防止など、環境全般にわたって意識されていくといったことも効果として見受けられているようであります。

一方で、その費用対効果としてどうかということも出てくるかとは思いますが、例えば平成25年度事業として繰り越し、平成26年度に実施完了した役場の庁舎の太陽光発電設置事業におきましては、太陽電池モジュール（パネル）は60枚で、容量が15.6キロワット、蓄電池が14.9キロワットアワー1台で、費用は2,689万2,000円支出しております。これにつきましては、岐阜県再生可能エネルギー等導入推進費補助金、いわゆるグリーンニューディール基金事業として2,605万円の補助金の収入を伴っているものであります。平成27年1月から運用を開始し、現在まで月平均1,826キロワットアワーを発電しており、年間に換算すると2万1,912キロワットアワーという数字になります。

仁木小学校に仮に庁舎に設置したものと同程度のものを設置したとすれば、現在の使用量の約4分の1に相当する分が太陽光により賄えることとなります。

各小・中学校において建物の耐震強度等との関係を検討いたしました。設置に関しては可能であると考えております。したがって、庁舎改修時に活用した補助金、それから他の補助制度等も情報を得ながら、小・中学校への導入について、これは全体としては前向きに検討しなければいけないものだと考えておりますので、御理解を頂戴したいと思います。

続いて、第3点目の町内全ての地域に上水道と消火栓の設置をについてお答えをいた

します。

消防水利の未充足地域は、2地域でなく4地域ではないのか、前回の答弁以外の2地域はどこかということですが、前回到答したとおり、海松新田の一部と松内の一部に未充足地域があり、それぞれ4世帯、7人、2世帯、7人です。地域の数とメッシュの数の捉え方で認識のずれを生じたのかもしれませんが、この2地域には、未充足のメッシュがそれぞれ2メッシュ存在しているということになります。

この2地域にそれぞれ防火井戸を設置する計画はあるのか、その費用は誰が負担するのかという御質問がございました。前回は答弁させていただきましたが、消防水利の基準は、基本的には多様な水利を確保することが望ましいということから、消火栓に偏することがないように考慮することとなっておりますので、前回は、望ましくは国の基準を満たす消火栓以外の水利、例えば防火井戸等を2カ所設置すれば、消防水利の基準でいうところの充足率100%になりますよということをお答えいたしました。

総務省の水利基準でいうところの消火栓は、呼称65ミリの口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取りつけられているものと定められております。また、消防法施行令第19条第3項第4号には、屋外消火栓設備に関する基準では、ノズルの先端において放水圧が0.25メガパスカル以上で、かつ放水量350リットル毎分以上の性能を持つものと定められております。

さきに申し上げた地域には、消防水利の基準は未達ではありますが、消防法施行令の基準と同様な十分に消火活動ができる消火栓が既に設置されており、水利の空白地帯がないように整備に努めているところであり、今のところ、具体的に防火井戸云々の設置の計画はございません。

現有数84の消防水利基準充足地域において消火栓のない地域は何地区かということですが、消防法施行令の基準と同様な十分に消火活動ができる消火栓が既に設置をされており、消火栓のない地域はございません。

改めて御理解をお願いしたいのは、国の消防水利としての基準を満たさない消火栓であっても、町内に設定してある消火栓は、十分初期消火には有効であるということになります。

なお、消火栓については、万が一の火災の際に、消防署、消防団が使用するだけでなく、各地区自主防災の方の初期消火を担う大変重要なものであると認識しており、消防団が最低年に3回、大垣消防組合が年1回、消防水利の点検を実施し、有事に支障を来さないように水利の管理をしております。

初期消火に最も有効な消火器具は、やはり消火器であり、万が一のため、住民の皆様にはぜひとも備えていただきたいと思いますと思っております。

いずれにいたしましても、町民の生命・財産を守るために、今後も区長さん方とも連携し、消防水利の充実にさらに努めてまいります。

最後に、下水道整備計画区域内で上水道が整備されていない地域、住宅、企業等はどれほどかとの御質問でございます。既に御案内のとおり、下水道計画の区域は、福東川西と塩喰川西地区を除く町内全域であり、上水道も同区域を給水区域としております。

平成27年3月31日現在での給水人口は9,628人であり、福東川西と塩喰川西並びに町外者、一部養老への区域外給水の分がございますが、町外者を除いた町の人口は9,841人であることから、差し引きいたしますと、現在、概数として210人程度は井戸水の利用者と思われま

す。以上で、森島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、農振の特別管理についてでございますけれども、今、御答弁で特別管理というのは法的な決まりは何もないということでしたが、この特別管理という言葉は、先日いただいた資料の中にも、今ここに書きましたように、昭和51年、57年、平成6、9年に特別管理で大幅な見直しを行ってきたということになっておるわけですけれども、この当時の特別管理というのはどういう基準で行われたのか。それがいつ、この特別管理というものがなくなったのかということ、まずお伺いしたい。

それから、根本的な問題ですけれども、農業振興地域と指定したところには、当初の質問でもお伺いしましたように、近代化のための施策とか、そういう農業振興のために必要な施策を町として行わなければならないとなっているわけですけれども、現在、農振地域に指定されている土地でそういうことができないところは幾らでもあるはずですね。今回、除外申請のあった2地域については、これは町としてどういう農業振興計画を持っていたのか。既に宅地と同じような状況になっている、そこに用水を引くこともできない、農業近代化のためにどういう施策を考えておられるのか。住宅の周辺の狭い土地でも、そういう農業振興計画をつくっているのかどうか。つくっているとすれば、どういう計画があるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、除外の申請があればそれを進めていくと。申請がないところは、それはやらないということですが、先ほどと同じことになってしまいますけれども、そういう除外申請をされない土地であれば、町として責任を持って農業振興計画を進めなければならないわけですが、農業振興地域全てに、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、そういう計画を示していただきたいというふうに思います。

それから太陽光については、今後、前向きに検討していくというふうにおっしゃっていただきましたが、仁木小学校において、これは先のことではなくて、今年と来年度、2年度にわたることですので、その中でやっていくためには何が弊害になっているのか、

弊害になっていることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

それから消火栓につきまして、2地域ではなく4地域ではないかといった質問に対して、4メッシュ、2地域だというふうにおっしゃいました。けど、このメッシュは200メートル平方で4万平米、これが2メッシュとなると、200メートルの800メートルという地域になる。2地域と言われれば、それがもしつながっておるとすれば、200メートルと400メートルの範囲だというふうになるわけですがけれども、それでいいのかどうか。前回御答弁のあった2地域が200メートル、800メートルの地域内のことであって、その中はその基準に満たない設備になっているというふうに理解してもいいのかわかりかということをお伺いします。

それから、その現有数84のうち、消火栓がない地域はないというふうに今御答弁があったと思いますけれども、今の200メートル、800メートルの地域の中に消火栓が何基あったら、今、町の基準が80メートルで1カ所設置しているというふうに言われましたけれども、本当にそれが可能なかどうか。

それと、今の消防水利の消火栓に偏ることのないようにというふうな考え方でおるといことは、それは理屈に合わない。やはり全ての地域にあるのであれば、このような言葉は出てこない。消火栓に偏ることなく、他のいろんな水利を設置していくことを言われるのであれば、全ての地域に消火栓はなくてもいいということになるわけですが、ちょっとこれが今の町長の答弁では、その辺の説明が辻つまが合わないというふうに私は思いますけれども、これをどのように答えるのか、お伺いします。

それから、初期消火においては消火器が有効だというふうにおっしゃいましたけれども、この消火器というのは各個人の責任でやることであって、行政の責任で消火器を配付するという事はやっていないはずであります。結局、個人で、自分で考えてやれというふうな考え方なのか。もし、消火器が初期消火にどうしても必要なものだとするならば、負担が重くてできないという家庭に対しても消火器を配付するとか、有効期限の切れたようなものがないかどうかということも、個人任せではなく町としてやっていかなければならないというふうに思うわけですが、消火器の設置についてはどのように考えておられるのかということをお伺いしたい。

それと、消火器では、火が大きくなったときに、消防車来る前に消火活動を行うには、やはり消火栓が一番の、地元の住民にとっては消火栓が最も大切な消火施設であると思いますので、初期消火にとって、やっぱり消防車来るまでの間の対応として消火栓は欠かせない。こういったことから、全ての地域に消火栓が設置される、そういうことが望ましいと思いますけれども、そのためには上水道が整備されていなければならない。全ての地域に150ミリの水道管が設置されていないと、基準に見合った消火栓を配置することができないというふうに思うわけですが、現に今、上水道が通っていない地域があるはずですが、今町長は、全区域を給水区域としているからという

ようなことを言われましたけれども、給水区域としておりながら、それでもなお上水道が整備されていない地域が幾つかあるはずであります。そのことについて答弁がなかった。何世帯ぐらいが上水道のない世帯で、どの地域に住んでおられるのか。そして、そういう地域の上水道の整備計画、消火栓の設置計画、こういったものを出していただきたいというふうに思うわけです。よろしくをお願いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。基本的な部分にお答えをして、あとは担当課長から答弁をさせます。

まず、いわゆる特別管理というのは一体どういうものなのかということなんですが、ここに、「市町村が定めた農業振興地域整備計画の管理実施要綱の制定について」という当時の通達がございます。これは、農林事務次官の昭和49年7月1日付の依命通達であります。その中で、一般管理、特別管理という表現がされております。基本的には一般管理なんですありますが、例外的に特別管理という手法が許されるという内容になっております。その中身につきましては、これは要するに全体の農振地域の運用上必要な管理の手法として、この2つの類型があるということでございます。

これは、こういう依命通達でもってずうっとやってきたわけですが、地方分権一括法並びにそれらの法律に基づく通達等の扱いについて、一般的に国のほうが通知等で強制力を持たせて市町村を指導というか、ある意味、その指導方針に従わせるということですが、そういうことができなくて、必要があれば技術的な基準ということに変わっているんだろうと思います。そういう意味では、現在、特別管理、一般管理という概念そのものが過去のものとの絡みで実態として語られることはあっても、何らかの根拠を持って語られるものではないというふうに承知をしております。

それから、農振地域の基本的な整備計画については、基本的な部分は、当然計画上の記載をするわけですが、個々のA番地の土地、B番地の土地云々についてどうこうということまで計画の中には、たしか入っていなかったと思います。

それから、仁木小のソーラーパネルの設置について弊害はという話ですが、基本的に先ほども申しましたとおり、設置についての支障となるべきものは、結果から言えば財源措置以外にはございませんので、その辺については努力を重ねていくということでございます。これは、予算上必要なものとして皆様方の御理解がいただけるかどうかにかかってくるんだろうと、そんなふうに思っております。

それから、消火栓につきましては細かい話でございます。基本的なもの、必要なものについて整備はちゃんとやっていくということだけ申し上げて、あとは担当課長のほうから答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

特別管理、一般管理に関しましては、町長の答弁のとおり、昭和49年の通達に基づいて実施してきたところでございますが、今現在ではしていません。

それと、今の個別案件の宅地周り等、そういうのはどういうつもりだという御質問でございましたが、輪之内町再ほ場整備事業を南部、道下、中郷新田、本戸とやってきまして、その折に宅地周りの整備をしております、そういう結構宅地周りの小さな田んぼでも地区に入れて整備をしております。

なら、今現在やっていないところはどうなるんだという話でございますが、県営ほ場整備事業におきましても、通称均平ですが、行っておる均平事業におきましても宅地周り等のを地区に入れてくれという要望等がございますので、今現在では、宅地周りを普通のあれで見直しをするという考えはございません。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

何点か質問をいただきました。

200メートルのメッシュの中でのことでございますが、200メートルのメッシュを切りますが、その中に全部が、宅地が入っているわけじゃないんです。少しでもかかったら1メッシュという形になってきますので、その辺だけは理解をしていただきたいと思います。

（発言する者あり）

○危機管理課長（森島秀彦君）

はい、そういうことで2地区になっておまして、その消火栓のないと言っているのは、80メートルのところでは何が要るかということですが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、ちょっと基数は見ておりませんのでお答えできませんが、そこには消防活動に十分使用できる消火栓が設置されているということでございます。

また、水利が偏らないようにということで、つじつまが合わないと言われておりますが、これは国のほうが示している言葉でございます、東日本大震災の被害が大きかった地域で水道水の断水により消火栓が使用不能になったときがあったと。防火水槽の一部が損傷していたものの、多くの地域で使用可能であったので有効な水利であったということで、国のほうでは、ある程度偏らないようにということで示されているものでございます。

あと、消火器の個人でどうするのかということでございますが、町として消火器の補助とかは、まだ今のところ考えておりません。消火器は初期消火には一番大切なもので

ありまして、消火栓でありますと、1人では消火栓から水は放水できません。家庭内であれば、素早く見つけた場合は、消火器で消すのが一番有効だということで考えております。

また、ちなみにインターネット等で見ますと、1万7,000円から2万円の定価という形になっておりますが、販売価格は4,000円前後になっているものもありますので、その辺を理解していただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

まずは費用対効果というところで、庁舎の場合でも補助金をいただいた中でやっております。私どもとしたり、そういった有効なものがないかということ、ちょっと調べますと文科省のほうでも太陽光の設置についての補助金もあるようでございますので、そういったものを申請に当たってどうしていくかということもちょっと検討しないかんですけども、そういったことを検討しながら、いい方法がないかということで検討していきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

まず、上水道の使用につきましては、個人が建設課のほうに申請をいただきまして、新たに給水世帯となるわけですが、例えば除外、転用されて、新しく家を設けた場合に、その家が井戸水を利用するのか、上水道を利用するのか、これは施主様が決めることとございまして、また大きな区域での業者が行います開発等に関しても、その区域は水道を使うのか、また井戸水対応をするのかはそれぞれの業者の判断になりますので、建設課といたしましては、給水の申し込みがあった世帯だけを把握しておりますので、それ以外については把握しかねるものでございます。よって、町の人口から現在の給水人口を差し引いたもの、これが井戸水を利用して生活水としている方ということで判断しております。以上です。

（発言する者あり）

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

先ほど申しました213名が対象だと思います。以上です。

（9番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、特別管理ですけれども、特別管理という言葉はなくなったかもしれませんが、宅地に挟まれたような土地では場整備なんかも対象にならないようなところ、それからほ場整備の希望のない土地、この8月に行った農振除外の審査において除外申請をされたところ、これが今回、無断転用ということで否決になったわけですが、この土地をどのように農業振興を図っていくつもりかと。何もしないのであれば、これは農振法に反するんじゃないですか。農振法では農業振興のための整備計画を立てなければならない、なっておるわけじゃないですか。

町長、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。農振法に反するんじゃないか、計画を立てなかったらということをおっしゃるわけですか。

したがって、その農振法に基づく計画を立てられないような、そういう土地は、もう除外してもいいんじゃないかと、除外すべきではないか、そうしないと町の負担になってしまう。これは個人のためじゃなくて、町の無駄な支出も行わなきゃならない。例えば、水利が欲しいといえば、そこへ水利を持っていかなきゃいけない。水がないところで農業はできませんから、そういうことも考えなきゃいけない。それから、道路のないところに、搬出もできないようなところではだめですから、道路もつくらなきゃいけない。そういうことができないような土地については、これは農振地域から当然外すべきではないか。仮にこれが地権者から農振地域にしてくれと言われても、町としてはそれは農業振興計画を立てられないから、そこは農振地域に認められませんというふうに否認すべきではないかというふうな逆におっしゃるわけですね。そうじゃないとしたら、どういう農業振興計画を立てるのかということをはっきりと教えていただきたいというふうに思います。

それから太陽光につきましては、補助金もあるかもしれないと、そういうのを積極的に利用するというので、検討していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、メッシュの問題ですけれども、86メッシュというのは200メートルと800メートルのメッシュなんですね。細長いメッシュになるわけですね、そういうふうにおっしゃれば。ただ、当初の町長の6月の答弁では、半分にカウントするんだと。たとえ、127でしたか、あったとしても、それを半分にカウントするんだというふうな説明でしたよね。だから、今、2地域が200メートル、800メートルの地域だとすると、その800メートルと200メートルの中にそういうなるとなると、もっとそういう条件というのが厳しくなるんじゃないかなというふうなことを思ったわけですが、その辺はもうちょっと検討しないとわかりませんが、その辺がちょっと理解できないというところがあります。

それから、消火栓に頼らないで消防水利で、このメッシュの中に消火栓がないところ

はないというふうに言われたんですね、84のメッシュの中には、84ということは、168のメッシュの中には消火栓がないところはないというふうにおっしゃったと思うんですけども、それが国の基準は140メートル以内に消火栓を設置するというふうになっているけれども、輪之内町は80メートルで設置しているというふうにおっしゃっているわけですけども、そうであるなら、本当に今の数で80メートル以内に全部賄っているのかどうか。

先ほど建設課長のほうから、213世帯の水道が行っていないところがある、そういったところには、今のメッシュの中ではどういうふうな扱いになっているのか。213世帯はどういうメッシュになっているのか。本当にそのメッシュの中で80メートル以内に設置されているのかどうか、全く疑問であります。

それから、建設課長のほうから上水の戸数はつかんでいないというようなこともありましたけれども、下水道を設置して、そして上水のない家庭というのが何カ所かあるわけですね。四郷の住宅なんかは上水が行っていない。あそこは住宅の中に消火栓がないわけですけども、あれは80メートルをクリアしているのかどうか。それをクリアしているというなら、どういうふうに説明されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

まず、基本的な考え方ですけども、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の中の農振の対象区域になって何に利用するんだといえ、それは当然ながら、農地の適切な利用を担保するために必要な農用地に指定しているわけであり、いろいろな御意見があるのかもしれませんが、当然、一義的に農地としての利用ということが予想されているところでほかに許可を得ずに転用されたから、その結果がどうのこうのと言われたって、それは本来、農用地として利用していただくという以外に答えようがないわけだし、私はそういうことに尽きると思っております。

○議長（高橋愛子君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

先ほどの議員御指摘の無断転用の話は、あくまでも無断転用に対してルールどおり、もとへ戻してもらってからということでございまして、それ以外の宅地周りの小区画の田んぼが何で農用地になっておるんだというような御質問だと理解いたしましたが、現実問題、ほ場整備、南部からずうっと本戸までやってまいりましたが、宅地周りの小区画の水田も、逆に便が悪いからほ場整備区域に入れてくれと。現在行っております均平事業でも、宅地周りの……。

（発言する者あり）

○産業課長（中島 智君）

いや、やったところは、やる可能性があります。

（発言する者あり）

○産業課長（中島 智君）

いや、やっていないといえますか、今現在やっていないところはそういう要望がある可能性も十分ありますので、一方的に外すとか、そういうことはできないと思いますので、現時点では、そういう見直しとか、そういうことは考えておりません。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

先ほどの説明が悪くて大変申しわけございませんでした。200メートルから800メートルではなくて、200メートル掛ける200メートルのメッシュを1個であります、町長の答弁にもありましたが、この地域ではそのメッシュが2地域、2メッシュ、2メッシュを合わせてということで、200メートル真っ角のその部分のやつが4つあるということでございます。

また、消火栓に頼らないで消防水利がないところがないようにと言われていたと思いますが、全ての地域がという意味だと思っております、213の井戸水の世帯があるということで、ここも賄われているかということでございますが、この86のメッシュの基準がございまして、前回の答弁でもさせていただきましたが、準市街地、その区域内の人口が1,000人以上の集団の部分でメッシュを切りますので、そういう人口が密集していないところは、消防水利の基準の充足率の目安ですが、そこの中には入っていないということでございます。

あと、四郷の地区で消火栓が入っていないところ、あそこは消火栓が入っているかと言われましたが、ちょっとどこの部分かわかりませんが……。

（発言する者あり）

○危機管理課長（森島秀彦君）

住宅のところですか。私の記憶間違い……、あそこは井戸でございますが、一部井戸式消火栓が設置してあったと思っております。間違いかもわかりませんが、井戸式消火栓があったというふうに思っております。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。長時間になりましたが、少しお時間をいただきたいと思います。

また、今回の質問は、平成25年、26年、今回の27年と3年間質問させていただいておりますので、詳しくは通告をいたしておりません。その中で、ひとつよろしく願いをいたします。

最初に、災害への備えについてお願いします。

8月の半ばより急に涼しくなり、その後、長雨となり、さらに台風17号による水害、鬼怒川の破堤、自然の怖さを見せつけられました。

当町も、先日、8月30日に総合防災訓練が実施され、官民一体となった訓練がなされました。また、災害においては確実な情報を得ることの重要性を痛感しました。

以上のことにより、町長に質問します。

1. 防災訓練の成果と今後の課題について総括をしていただきたいと思います。
2. 情報の取得の方法として、戸別受信機の普及状況、またそのことについての考え。
- 3番目、輪之内チャンネルの情報の出し方について、お答えをいただきたいと思います。

次に、町内の美化、環境の向上についてお願いいたします。

河川環境の向上について多く議論され、実施に向けて大きく踏み出されている今、大きな期待を感じます。また、農業を取り巻く環境も整備され、道路、水路も整備され、大変よくなってきました。

しかし、多面的機能支払交付金（前農地・水・環境保全向上対策事業）による農道、水路は管理されているが、主要町道においては雑草が伸び放題、道路管理者である町の考えをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えいたします。

議員からは2点にわたる質問をいただきました。

まず、1点目の輪之内町防災訓練についての御質問でございます。

この9月に入り、台風18号から変わった低気圧の影響で関東・東北地方が50年に1度と言われる規模の記録的豪雨となり、堤防の決壊等により甚大な水害が発生をいたしたところであります。まさに自然がその猛威をまざまざと見せつけたものであり、ちょうど39年前、安八町の9・12豪雨災害が想起されたところであります。輪之内町において

も、いま一度、揖斐川、長良川の堤防の安全等について強い意識を持って臨むべきものと考えております。

被災地の皆様の心情を察するに余りあります。一日も早い生活再建がなされるよう、心から願うものであります。

さて、御承知のとおり、輪之内町の総合的な防災訓練、これは住民の方に防災意識を持っていただくために、3年に1度の総合防災訓練でありましたが、平成24年度から毎年度実施するというふうに変えております。

本年度の防災訓練は、大垣市、養老町、安八町は、同日実施の予定でありましたが、雨天のために中止したと聞いております。ですが、災害はどんな状況のもとで起きるかわかりません。訓練とは言いながら、やっぱり現実に即したやり方が必要だろうということで、当町は中止せずに、仁木小学校をメイン会場として、地域住民参加による防災訓練を実施いたしたところであります。

1次避難訓練を含めて訓練に参加した住民は2,009人、関係者は約407人であり、雨天にもかかわらず多くの住民の方の参加を得ることができ、災害に対する防災意識の高揚につながったものと考えております。また、内水被害を想定し、国土交通省と連携し、リエゾンの派遣要請訓練、排水ポンプ車の操作訓練等も実施し、協力体制の確認ができたと考えております。

今後の課題といたしまして、情報の伝達手段が上げられます。今回は訓練開始の合図をサイレンから全国瞬時警報システム、(通称) Jアラートと言っておるものでありますが、これによる緊急地震速報という形で実施いたしました。一部に屋外拡声子局は聞こえたが戸別受信機が聞こえなかったという方がお見えになりますので、現在、その原因調査をしておるところでございます。こういうことがないように徹底してまいりたいと思っております。

また、防災訓練は小雨決行としておりますけれども、雨天時も想定した訓練内容を、なおその中身についても検討していく必要があると考えております。今までの訓練の反省点を踏まえて、具体のケースを想定し、さらに訓練のあり方を鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、戸別受信機の普及状況等に関する御質問にお答えいたします。

防災行政無線は、災害等緊急時の迅速かつ的確な通信連絡と周知を円滑にするとともに、行政需要の多様化に対応し、行政連絡と町民の生活に必要な情報を伝達するという目的で平成3年度に導入しております。

その後、平成20年度に先ほど申しました全国瞬時警報システム、いわゆる Jアラートに対応できるように操作卓を改修し、緊急連絡体制の強化に努めてまいりました。

現在、戸別受信機の貸与台数が2,202台ございます。世帯数が外国人を含めると3,166世帯、現在ございますので、普及率は全世帯の3分の2程度、69.6%、ちなみに

日本人世帯のみをカウントしますと、75.9%という数字になっておるようであります。

緊急時にどのような手段で情報を伝達するのかというのは非常に重要なことでございます。防災行政無線、これも各戸受信機がある町村とない町村とございますので、その導入時点でどういうことを考えたかと考えれば、やはりその時点では戸別受信機の普及率を向上させるという大前提で組まれたということだろうと思っております。

輪之内町に転入される際には、転入者の方に対して、窓口で戸別受信機の希望の有無を聞いております。議論の中では、希望の有無を聞くんじゃないで、あるのが当たり前、全員に配ればよいと言われるかと思いますが、窓口の現状を見ておきますと、希望しないという方がかなりお見えになります。

防災行政無線、基本的には災害時の情報は屋外拡声子局から流し、平時の行政情報の伝達手段として戸別受信機を組み合わせたものとも考えることもできる、そんなシステムでございます。屋外拡声子局では聞き取りにくいという場合もあり得ると考えられますので、今後におきましては、区長さん方と連携をとりながら、普及率の向上、それから受信障害が出ないように努めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

続いて、輪之内スマイルチャンネルにおける災害情報の出し方についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、輪之内スマイルチャンネルは、株式会社アミックスコムが運営をしておりますケーブルテレビの12チャンネル、これを当町がコミュニティーチャンネルとして利用し、当町のさまざまなイベントや行政情報をお知らせする情報提供媒体の一つとして活用しております。

その中の仕組みにおいて、災害時には緊急災害情報として、通常の番組放送に割り込む形で画面にL型のスペースをとり、災害の規模や災害の状況、また避難情報を随時発信する、いわゆるL字放送を放映するシステムを構築しております。もちろん、その情報を発信するのは災害対策本部から発信することになりますが、いわゆるNHKや民放テレビのように、災害が発生した直後から職員を動員してリアルタイムで情報を発信するという事は、災害現場でありますと、いささか無理が出てくるんだろうと。そういう意味においては、情報発信体制が整うまでには応分の時間がかかるんだろうと考えております。ただ、そうは言っても、そういった状況になれば、町民の方々は、一刻も早く情報を取得したいという衝動に駆られるのは、今までの各種災害からも明白な事実であります。

そういったことから、先ほどの同報系防災行政無線の利用、ケーブルテレビでの緊急災害情報の提供など、幾重にも災害情報提供媒体を準備しながら、この状況であればどの情報提供媒体を使うのが最も有効であるか等々、適時的確に判断して、町民の方々がさまざまな情報に惑わされ、パニックに陥ることのない、そんな的確な災害情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の町内の美化、環境の向上についての御質問にお答えいたします。

町内の美化、環境の向上につきましては、住民課におきまして、環境パトロールによる道路沿線等に散乱するごみや空き缶の回収、7月には町民の皆様の参加による環境美化運動等を実施しております。また、グラウンドワーク主催の大樽川を美しくする町民参加大会が年2回開催されております。その結果、おかげをもちまして、輪之内町内は他の市町村と比較して決して劣ることのないような環境であると、そんな認識をしております。住民の皆さんの御協力に感謝をいたしておるところでございます。

さて、田中議員の御質問の要旨は、町内環境の向上の中でも町道の路肩の雑草の管理についてというふうに理解をさせていただきました。

議員の御質問にありますとおり、多面的機能交付金によって地域ごとに、農用地、水路、農道等の地域資源について、協働による保全管理活動を実施していただいております。町道のほとんどは農地に面しており、この協働活動によりのり面の除草を行っていただいておりますが、中には農地に面していない道路も町内各所がございます。

これらの道路の除草につきましては、年1回、もしくは2回、町の除草工事として実施しておりますが、残念ながら限られた予算の中で工事発注をしておりますので、これで十分とはまいりません。ですから、今後とも状況を見て、適期の工事発注に努めてまいりたいと考えております。

以上で、田中議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

今回の質問についてお答えをいただきましたが、再質問ということで少しお願いをいたしたいと思っております。

総合防災訓練については一定の成果があったという評価であったかと、簡単に言うとそういうふうに理解しておるわけなんですけど、他の市町では天候不順により中止したところもあるという中で実施をしたということに触れられておりましたが、小雨決行というのと、あの悪天候の中という最初の初期の情報の出し方、想定の出し方において、災害は条件を選びませんので、別に雨が降ろうと風が吹こうとやるならやるで、私はそれなりの、その状況に応じた違った訓練ができるのではないかとということで何ら異論はございませんが、私が参加した中で特に感じた点は、一般参加者、消防団員、そういう方は災害に対する出動態勢という形が身なりから含めて整っておりましたが、残念ながら、町職員、幹部を含めて全てですが、一、二名の方の態勢はできておりましたが、恐らく90%以上の職員の方は、足元を見たらズック履き、革靴、あの悪天候の中、他町が中止しているというくらいの状況の中の違った意味の防災訓練が大

きな意味を発するとき、そういうスタイルで臨むことが防災訓練に従事する、企画をしている、一番危惧している幹部の皆さんたちのスタイルか。書いてあったのは、確かにブックでもいいとか、書いてありました。けれども、それはケース・バイ・ケースでしょう。だんだんだんだん雨が降って、足元がぬかるんでおるのに、シューズ履きだとか、運動靴とか、これは、はやそこからもともとが緩んでおるのではないかなど。

で、始まった途端に、始めの合図もなければ、終わりは町長さんの訓辞をいただきました。なかなかよかったと、これからも頑張って防災に皆さんで努力しましょうというお話はいただきましたが、最初の訓練のスタートから、どこへ行ってどうなんや、こうなんや、よく見ていると帰っていくような人もたくさんお見えになる。これはどういふふうな訓練状況で、かといって本部席を見れば、幹部の方々が膝を突き合わせて、どういふ情報待ちなのかよくわかりませんが、そういう形をとっておみえになる。形を求めるのではなく、やっぱりそれに伴った、ただ、今は報告を受ける。例えば、揖斐川水系がかなり増水傾向にあるとか、漏水があるとか、消防団からして報告が前ありましたね、そういうのが。ずうっとパトロールをやって、サイレンを鳴らしてきたら、前はジープみたいなやつが、四駆があったと思ったんですが、今、河川パトロールをしてきたらこういう状況でしたとか、そういうリアルタイムにリアルな情報を本部に伝達しながら、それで対応するという想定訓練をずうっとやっておみえになったと。私は、この関係、ずうっと区長の時分から、もう20年ぐらいかかわらせていただいておりますけれども、あるときはへりを使って小学校のところから救助するという具体的なこともありました。そこまでは言いませんけれども、訓練体制の中に進歩がないなど、前より後退しているような感さえ受けると。

訓練は、例えば町長がおっしゃられましたけれども、第1次避難というのは地区指定の避難所、避難者の安全が確保されるよう、災害のおそれがない場所に位置した安全性に配慮した地区の施設というふうに、これは26年のときに答弁されておりましたし、第2次においては町指定避難所で、避難生活を送るために、災害が比較的少なく、災害救援物資の輸送が比較的容易な場所にある町の施設というふうに、その意味合い等々を御答弁を、これは2回目の第2質問の中でされております。

町民は、今回もそうですが、まずもって第1次避難所へ走り込む。そこで、誰がどういふ形でその地域の人員掌握をしているのか。確かに町の職員の方がお見えになりました。それで、パンフレットをいただきました。そのパンフレットにはいろんな、災害における注意事項、心構え等々を書いたパンフレットとか、そういうのをいただきました。

なら、第1次避難所で、今回はそのパンフレットをいただくのみならず、やっぱり人員掌握というのは基本的に、どこかの家でとんでもないことになっておるとか、なっておらんとか、いいですか、自分の地域はどうですかという、区長さんからの指示とか、

説明とか、そういったもう少し具体的なものがないと、どこに何が起きておるかということ、情報をつかめませんでしょう。これは旧態依然、今までと同じ訓練のあり方。

これだけ災害災害と叫ばれておる昨今で、うちの防災訓練が終わったら、すぐに東北のほうですごい災害がありました。その中で、避難の情報が出されていなかったとか、出されていたとか、そういう報道も多々あったと思います。その中で逃げおくれたとか、すごい被害状況ですよ。あれはうちでも無関係じゃないですよ。周りが堤防に囲まれておるといふ輪中地帯は、そういう宿命を、昔々の先人たちからずうっと、何ら状況的には変わっていないですよ。ただ、堤防のかさ上げとか、徳山ダムとか、いろいろな方策の中で守られてきて安全性は高まっております。ですが、かといってゼロではないということは当然考えられると思うんです。

そんな中の訓練をああいう形で満足しておるといふ、満足しておるとはおっしゃってなかったと思うんですが、やはりこれは総括をしていただきたいというのが、全てをもって総括という言葉で私はお願いしておった、そういうつもりでございます。

そういった意味では、少し町長さんの御答弁では不満な部分が残るわけでございますが、そういう避難状況の訓練について、私のこの2回目の質問を受けてどう答弁をいただけるか。これに関する危機管理課の課長さんも、訓練の中では陣頭指揮という立場でございますので、さらに踏み込んだお考えをお聞きしたいと思います。

それから、これもその中でおっしゃっておった戸別受信機の関係ですよ。質問の中でも言いましたが、戸別受信機の情報伝達は、最も身近で確実に知り得る情報だと、これは町長さんが26年度に私が質問したときにお答えになっている。この条例の中では、1戸当たり1台以上と、町長が認めた場合は複数台でもいいですよというふうに規定しておりますけれども、これは第2条にそんなことが書いてありますけれどもとっておみえですが、要するに重要ですと、情報としての手段はこれが一番いいことを認めておみえになる。

そんな中で、先ほど聞いた町長さんの御答弁の中では、この当時の普及率は67%ぐらいでしたか、今回が69%ぐらい、外国の方は除くと67.4%ですね。前回おっしゃられたときは67.4%でした。今回は69%、少し普及率が上がっているということは事実なんです。窓口で希望しない人もいるので区長さんと連携しながら向上したい、これは前のときも同じことをおっしゃってみえます。この窓口対応のことも、前回、同じようにおっしゃっておみえになります。本当に重要性というのを考えられたときに、もう少し、やっぱり1年かかって数字が動いて当たり前だと思うんです。

さらに、大垣市では一般住民の方には配っておりません。ちなみに、神戸町は7割とか、安八は8割の状況でございますとも前回述べられております。なら、安八町や神戸町と輪之内町と体制が全く一緒であるかどうかということは私は知りませんが、少なくとも先ほど言いました、町長さんも一番、この情報手段としてはいいということをお認

めになっておるということを何で担当課は、もっとそれを踏まえて、窓口の方に対する責任は、あなたが選んだんやで好きにきなさいよとおっしゃるなら、それでも結構ですよ。それなら、その人も同意いただいておりますとカウントしたらどうですか、配ったと同じ意味ですよ。ただし、あと残りの30%前後の人は、連絡しましたけれども、要らんというお考えでしたと言っていただければ、そのほうがわかりやすいですよ。

ましてや、外国人の方は云々とおっしゃっておみえでしたが、外国人の方でも輪之内に住民登録した段階で輪之内町民でしょうが。その人を含めると下がって、その人を含めないと上がりますよとか、そういう変な小理屈はよろしくないんじゃないですか。要は、やるかやらんかですよ。意識の向上を、区長会さん、あらゆる団体さんと連携しながら町民の安全を守っていくんだと。

きょうは後ろにたくさんの区長さんもお見えになっておると思うんですが、なら、うちの区は一体全体どれだけの普及率を持っておるんやとか、そういうことを具体的に公表されたことがありますか。それでもって、うちの区民は防災、要するにこういう無線とか、そういう情報手段についてはえらい無関心や、それは何とかせないかん、当然向上しますよね、そうなれば。

だから、私ですらそのくらいの程度のことを考えますのに、1年たっても一向に向上してこないというのは、これは言葉はきついですが職務怠慢に近い。意味合いはよく御理解されておっても、やられていないのは知らないよりまだ悪い。指摘してお答えになっておってもできないということは、これはどういうことですかということで、その部分についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、次に環境関係です。パトロールさん、美化運動、またグラウンドワーク、その方々によって他の町より環境的にはよいのではないかと。また、今回は路肩における雑草について少し触れさせていただきましたけれども、見出しにありますように、町内の美化、環境の向上ということで、私は、もうこれ2回やっておりますので、全てを細かくつないで言うつもりは当初からございませんでした。もう重々私の言いたいことは、例えば表題だけで恐らく御理解いただけるものと、田中は何が言いたいんやと、そのぐらゐの気持ちで今回の質問をさせていただいておりますので、あえてその中でこの問題に触れたというのは、やっぱりいつもずうっと歩いておりまして、本当に見通しも悪けりゃあ、見た目も悪けりゃあ、何回何回言うてもとまらない。

で、環境に対する条例の整備をとということも、25年に私、提案させていただきました。町長さんは、そのとき、それはいいことかもしれんけど、そういうことはまず住民が理解しなだめでしょうと。幾らたくさんつくっても形骸化してしまうんじゃないかと、いろんなことをおっしゃいました。で、その結果どうですか。3年目にして、今、お考えどおり物事が進んでいますか、何が変わりましたか。

私、犬のふんとか、具体的な例も挙げて条例の整備をされたらどうですかと。皆さん、

犬の散歩をするときにはごみ袋を持って散歩するというのは重々御存じですよ。最初はやられておりましたよ、皆さん持ってみえました。近年では持ってみえませんが、私、言うたら、うちの犬はしつけがいいでやらんでもいいと言うて歩いておみえになった犬が、後ろを向いたらやっておりました。

要は何が言いたいかというと、それこそこれが形骸化という言葉じゃないんですか、わかっておってやらないのが、知っておるよと言うだけで。罰則規定も、当町には1条から16条まで美化の条例がありますけど、それについてどうですかと前回言いました。よく理解していただけますのでそんな必要はございませんという御答弁をいただいておりますが、一向にそれすら改善されたことがない。

ようよか3年目、3年間、私はこれ様子を見させていただいたんですよ、経過的に。で、町長さんのお考えは、議員田中、おまえと私は言うておることも考えておることもそんなに違っておらんと。議員、おまえも一生懸命その美化に対する啓蒙とか、自分も実践に努力せよと。前回、町長さんは私に対して最後の言葉でそういうふうに問いかけながら諭していただきましたが、ハード面の町当局が全くそれに対する努力をされていないという、私の中では評価ですよ。

今回はあえて触れませんでしたけど、町有地の管理も全てですよ、私の美化の中には。それは、もうずうっとこの2年うたっておりますよ。町内に町有地がかなりある、大小含めたら数ありますけれども、それすら雑草繁茂ですわ。

今回、東大藪に誘致されました企業の前にも三角みみたいなところが少しあると思うんですが、あそこも信号の角を通ってもらったらすぐわかりますわ、もぎもぎですわ。そういうところを見て、いいのか悪いのかは言いませんけれども、それは言う必要がないので。やはりやるならやる、それに対する実施計画。それから、住民の皆さんに、再度区長会さん、いろんな美化委員さんを通じてさらに周知をしながらやりましょうよと。形を整えるのも、体裁も大事ですが、やはりやっていただくのは、私を含めて住民ですわね。でも、その先のこと、率先してやらないかん、町の管理しておるところもそれ以上におぞましい、それを私はしつこく、くどく言うておるわけですわ。

私が言ったことがお気にさわったら許していただきたいと思うんですが、これは私が2年、3年かけて検証しながら、今回は発言させていただいた全てでございます。くどくどはそれ以上は言いませんが、町長さんのお考えは聞きましたので、それに関係しておる課長、調整監を含めて、一言ずつお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

なかなか辛辣な御意見をいただきましたけれども、再度同じ御意見を頂戴しましたので、同じお答えをする部分があるかと思っておりますけれども、御容赦いただきたいと思

ます。

思いにおいて変わっていないということは、再度申し上げておきます。その中で、正直申しまして、例えば総合防災行訓練については、今までハード・ソフトの中でハードの整備、それ自体がなかなか難しい時期がありましたので、そちらのほうに意を注いで、ある程度の成果は出てきていると思います。そういう意味では、ソフトで対応する部分、今回の鬼怒川の事件でも、国土交通省はいみじくも申し上げておりましたけれども、これはハードだけでは対応できない、ソフトが大事だよということ、これについては私も同感です。そういう意味のソフト事業の中の防災訓練のあり方について、いろんな御意見も頂戴しました。それはごもっともな部分が大部分ですけれども、そういったことを踏まえながら、よりよいあり方というのを考えていく必要があるんだろうと思っています。これは終わりのないことでもありますから、常に御意見を頂戴しながら、よりよいものにしていきたいということだけ、これについては申し上げておきたいと思っています。

それから、防災行政無線に関しましては、これは正直申しまして、非常にどうしたらいいかという部分がございます。これは、既に平成3年度に導入してから、もう二十数年たちます。更新の時期も迎えておりますので、そういったことも踏まえながら、今後のあり方も考えなければいけない時期に来ているとは思っております。

そういう意味で、私はこの御質問に対する答えとしては、今、それ以上の答えは持ち合わせておりません。ただ、不断の努力はしている。それから、できる範囲内というか、持てる力を最大限する中で、町の職員、それから最終的にはこれは住民の皆さんとどのようにコラボレーションができていくかということが最大の初期段階における一つのモデルケースにもなろうかと思っておりますので、そういったところまで訓練のありようを高めていければ非常にうれしいなと思います。正直言って迂遠の道かもしれませんが、努力は重ねていきたいなと、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

参事 岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

何回も御質問いただいておまして、申しわけございませんけれども、やはり転作田の雑草とか、それから遊休地の雑草、これらもございます。私ども住民課としましても、産業課、あるいは建設課と一緒に、また住民の皆さん一人一人に声かけをして、その除去に邁進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

田中議員さんには熱く語っていただきまして、ありがとうございます。

言われるように、私たちはズックで服装をしておりました。言われるように、雨ですので長靴も必要だったと思います。以前は河川パトロールとカリアルな訓練、ヘリコプター等がありました。今回は救助犬と、3の1の消防車に工作機が乗っておりますので、その部分でちょっとやらせていただいたというのがあります。

あと、地域の人員の掌握とか、避難誘導とか、いろいろありますが、この部分につきましても、次年度以降も職員全員の知恵をかりて、もっとよい防災訓練にしていきたいと思っております。

あと、受信機でございますが、安八町がどうのこうの、神戸町がどうのこうのと前回言わせていただいたんですけど、ちなみに地域の状況で説明させていただいたことだけ申し添えておきます。

どれだけ配ってあるかというのを区長さん等に知らせたかというのがありますが、まだ知らせておりません。9月に次回の区長会がありますので、その資料を配付して、向上をやっていきたくと思いますし、あと町のホームページもございますので、ホームページにも掲載して、議員さんが言われる戸別受信機の普及向上をやっていきたくと思っております。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

建設課としまして、道路等の除草についてお答えしたいと思います。

農地に面するところにつきましては、多面的機能交付金により各地域で除草等に努めていただいておりますけれども、これにつきましては、各地域のその範囲等の捉え方もまちまちなところもあるようでございます。産業課ともう一度協議いたしまして、その交付金の対象になるところはどこまでかというのを確認しながら、その盲点になります町道等につきましては、漏れのないよう建設課で工事として発注し、住みよい町、環境の整った町を目指して除草等に努めたいと思います。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

町長から防災訓練、ハード面を、まず整備に注力していると。今後もよりよい方向、これは終わりのないものであり、追求していきたいというふうに御答弁をいただきましたので、まさにそのとおりであろうというふうに思い、町長答弁についてはこれで満足したいと思うんですが、無線の関係、戸別受信機の関係は、平成3年導入で更新時期が来ているので、それを踏まえて今後のあり方というふうにお答えいただきましたが、今後のあり方じゃなくて、今後はどういうふうな、100%を目指すのか、目指さないのか、

それ以外の伝達方法をもって知らしめる方法をお考えなのかと、それも含めて考えているという答弁をいただきたいのであります。そういう意味です、私が言いたいのは。

もう1つは、参事さんから、休遊地、農地の関係の雑草管理について御答弁いただきましたが、私が言っておるのは、産業課長が言っておる農地の関係を言っておるわけではございません。町の管理している町有地がどのように管理がなされているか御存じですかと、またその状況について御認識はございますかということをお聞きしておるんです。農地・水・環境で、要するに多面的機能交付金の関係においては保全会を中心にきちっと住環境の整備、中郷さんに至ってはシバザクラを植えたりして、本当に環境整備に御努力いただいておりますということは重々承知をしております。その部分以外の部分をどういうふうに捉えてみえますかということをお聞きしております。

さらに、その住環境の中に、私が先ほど触れました、例えば犬の関係ですけれども、十分飼い主様はそのことについては熟知されております、わかっております。でも、地域としての飼い主さんに対する、少し管理してくださいよと。例えば、地元の美化委員とか区長とか、農地であれば営農の関係者からも要望が区の方に出されると思うんですが、いろいろ言っているにもかかわらず、これ以上はお互いに顔見知りなので限界に近い、言葉の限界。だから、それを踏まえて、もう少しきちんとやっていただくには、環境に対する条例をもう少し整備されて、それをもってして、今までのやつを少し進化させた進化系の中のものを整備したらどうでしょうか。これが2年間の私が発言した内容、議事録を3番目までのやつをもう一度読んでいただければ、田中は何が言いたかったぐらいのことはぴんとわかっているものと私は確信しております。

もう1つ、先ほど12チャンネルのことで言い忘れましたが、今回の災害、台風17・18号のときに輪之内も警報が出ました。学校が休みになりました。12チャンネルでも画面で見ることができました。私、これも最近よく言っているんですが、12チャンネルをよく見させていただいております。文句を言うためではございません、ちゃんと情報を得るために見させていただいておりますが、輪之内町に警報が出たときに、どういう形で警報が出たよという掲示の仕方に、警報なら赤字で書いたらどうかとか、注意報なら黄色で表示したらどうかとか。順序も、警報が一番危険度が高いので一番上に、まず輪之内に強風警報が出ておりますよと、そういう配慮も何にもない。ただ、小さい字でずるっと4つばかり、注意報を先に上へ並べ立てて、4つばかりそういうものが出ておりました。そういうことについても、どこの課がそれを出したか私は知りませんが、住民に本当に知らせたいなというのであれば、きちんと色も変えながら注意喚起を促すのは当たり前でしょうが。出しゃあいいというもんじゃないですよ。12チャンネルは白黒か、カラーでしょう、一応。

だから、そういったことも踏まえて配慮が足りないんですよ。見られましたか、その当時の情報を流しておる映像。私は、ぱっと見て、どんなやなあ、子供がきょうは休

みや言っておったなあと言いながら、ちょっと見ておったんです。そうしたら、ああ、出とるわ、出とるわはよかったんですが、えらい見にくいもんやなあ。何でやといったら、何ら区別もなく、ただ同列に書いて、一番下に警報が書いてありました、白黒で、小さい字で。注意報が上に書いてあった、白黒で。だから、そういう危機管理に対する認識の甘さが全てに見られるんですわ。

先般、12チャンネルのことで違ったことでごたごた言いましたけれども、きょうはそういう質問内容じゃないのでもう言いませんが、各課の皆さんも自分のところが出しておる情報ぐらいは、どんな情報でどんな状況になっているかぐらいはちゃんとチェックしないとだめですよ。言いつ放し、出しつ放し、出しておきやあいというもんじゃないですよ。これで効果よく皆さんにごらんいただけるものかということ、やっぱり出し手側の責任としては当然でしょう。それも含めて、この情報は戦略課の課長さんかな、それとも災害情報だったので担当課は危機管理か何か知りませんが、そこら辺の方にそのことも含めて、町長さんのお考えは十分お聞きしましたので、町長さんには、ぜひ今後、町民の安全のためにさらなる、私どももそうですが、一緒になって取り組んでいただけたらということで、お願いはしてはいけませんけれども、一緒にやりましょうということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

12チャンネルのことにつきまして御質問、そして御提案をいただきました。今の状況、システム的な話をさせていただきますと、この警報、注意報というのはデータ放送で放映をさせていただくわけですが、この情報はデータ放送のシステムと天気予報会社と連携しておりまして、輪之内町に警報、注意報等が出れば、自動でテレビ表示するという仕組みになっておりまして、どこかの課が、今こういうふうにならぬ注意報が出ました、警報が出ましたというふうなことにはなっておらないということを申し上げておきたいと思ひます。

したがいまして、先ほど御提案がありました、もっとわかりやすい、その土地、輪之内町なら輪之内町に出たときは色を変えるとか、ちょっと文字を大きくするとか、もっと注意喚起を促せるような画面表示の配慮というのは御意見として、また貴重なる御提案として承っていきたいというふうにご考慮しております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

参事 岩津英雄君。

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

ぜひ条例をというお話でございますけれども、また私も田中議員から犬のふん害につきましては、何回もお聞きいたしております。犬の散歩をする際には、犬のふんの始末

をしてくれということ常々言うておるわけですけども、これは何回言っても聞かないと。特に顔見知りの人には注意をしにくいんだというようなことだろうと思います。やはりそれぞれ皆さん、モラルを持っておみえになると思います。環境の向上という、この1点につきまして、もっと周知を図って、モラルの向上も含めて、この環境向上に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○参事兼住民課長（岩津英雄君）

町有地の雑草です。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○調整監兼総務課長（兒玉 隆君）

ただいま町有地の雑草につきまして御指摘をいただきました。予算でも雑草管理の予算を認めていただいておりますので、早急に現場を点検いたしまして、皆さんに御迷惑のかからない、できるだけ早急な時期に、草であれば刈り取りをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

危機管理課長 森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

戸別受信機の今後のあり方ということで、100%にするのかということですが、普及向上に努めていくというしかございませんが、ただ、町長の答弁にもありましたが、ケーブルテレビで緊急災害情報提供とかもあります。更新時期もありますし、いろいろな媒体がありますので、それに基づいて、町民の方全員に知らしめる方向に持っていきたいと考えております。

○議長（高橋愛子君）

これで一般質問を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、本日提出させていただきます議案の提案理由について御説明を申し上げます。

提出議案は、契約案件1件でございます。

議第54号 輪之内中学校エレベータ等整備工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条並びに町条例の規定により契約を締結したいので、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本工事は、一般競争入札を実施し、平成27年9月8日に開札を行い、同年9月14日に仮契約を締結いたしましたものでございます。

以上で提出議案の説明を終わります。御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、日程第6、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、日程第8、議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成27年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月11日午前9時30分より、協議会室にて、委員8名、執行部及び関係職員の出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

冒頭に、本会議において要望のあった、輪之内町特別職報酬等審議会の会議録の提示がありました。

主な質疑は、年金が支給停止になる金額は幾らかに対し、65歳以上では年金月額と総報酬月額相当額との合計額が46万円を超えると、その超えた部分の一部が支給停止になるとのことでした。さらには、40歳代や50歳代の方が教育長になろうとしたときに、当然、その方は年金をもらっていない。今回は、あくまでも教育長という職に対して53万円という給料月額を提案したものであるとのことでした。

安八町や他の町の教育長の給料の推移はわからないかに対し、現状はホームページ等で各町の条例を見れば知ることができるが、過去の金額については各町に直接聞かないとわからないとのことでした。

特別職報酬等審議会の会議録の中に、委員の余りにもかわいそうという発言があるが、そのようなことで給料を決めるのかに対し、執行部は特別職報酬等審議会に諮問して答申を受ける立場であり、審議会では、委員から聞かれたことに答えただけである。こちらが審議会の進行を誘導したことはなく、また最初から給料月額の案を提示したわけでもない。御質問の発言は、委員の自由な発言であるとのことでした。

これまでの教育長の報酬月額の28万円の根拠及びこれまでの28万円という金額は誤っていたのかに対し、歴代の教育長は年金受給者であったので、本人の了解を得た上で年金額を加味して報酬月額を決めていたとのことでした。この方法については、町では本来の決め方ではないと考えており、今回の新教育長制度の導入を機会として給料月額を望ましい姿に切りかえたい。年金云々を度外視して決めていきたいとのことでした。さらには、教育長という職のポジションは、小・中学校の校長の上に立つ人であり、その職責を考えると、校長と同等、もしくはそれ以上であってもおかしくないと考えているとのことでした。あわせて、特別職報酬等審議会において教育長という職に対して給料は幾らが妥当かという論点で話し合いがされたとのことでした。

従来の教育長の職務と新教育長の職務はどのように変わるのかに対し、今までは教育委員会の代表者である教育委員長と教育委員会事務局の代表者である教育長は別々の役職であったが、新制度では教育長と教育委員長が一体化される。すなわち、教育長に教育委員長の職務が加わるのが一番大きな変更点であるとのこと、その他、教育長の選任方法、身分、任期、職務専念等についても変わるとのことでした。なお、新教育長は、一般職から特別職に身分が変更となるが、町長や副町長とは異なり、同じ特別職になっても法的に職務専念義務が課せられるとのことでした。

特別職報酬等審議会において教育長の年収は幾らになるのかという質問に対して町は850万円ぐらいと答えているが、この金額は共済費などの付随するものが含まれていな

いのではないかに対し、審議会へ給料月額について諮問したわけなので、そこまで言及していない。共済費などについては、給料月額が決まれば自動的に決まるものであるとのことでした。

特別職報酬等審議会の委員の選任はどのように行ったのかに対し、審議会の構成は7人で、住民のうちから選任することになっている。前回、すなわち平成17年の選任方法は、学識者、区長会などの団体の代表、女性の参画という視点で行われており、今回も同様に選任したものであるとのことでした。

町及び特別職報酬等審議会では、他市町との均衡で教育長の給料月額は53から54万円ぐらいと考えているようであるが、教育長の職責は町長の70%ぐらいと仮定したとき、給料月額も町長の給料に対して70%という決め方にしてはどうか。さらには、年金受給者にあってはその額を差し引くという条項を条例につけることはできないのかに対し、町としては53万円をお願いをしている。今回は年金受給者に限定されるような状況を解消するため、年金を度外視して決めたいと考えており、その結果、新教育長が年金受給者の場合については、受給している年金の一部カットはやむを得ないことと考えているとのことでした。

この条例案を否決したらどうなるのかに対し、地方自治法の規定では、新規教育長の給料を支払うに当たり、その根拠条例を定めることになっている。したがって、この条例が否決された場合は、新教育長に給料を支払うことができない。仮に条例がない状態で給料を支払うと、地方自治法違反になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

質疑終了後、北島登委員から、この案件に関する修正動議が提出され、動議に賛成する委員が2名ありました。

休憩を挟んで、これを受け、北島登委員より趣旨の説明を求めました。

修正案は、教育長の報酬を原案の「53万円」から「28万円」とする内容でした。この内容につきましては、お手元に配付、提出されているとおりでございます。

修正案に対する質疑を行い、28万円にする理由はに対し、現行の金額から53万円にすると年総額1,300万円ほどになり、町民から質問されたときに説明できないとのことでした。

53万円で1,300万円、28万円ならば幾らになるのかに対し、詳細ははっきりしないが、おおむね割合から推測すると、年間686万円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、執行部提案に対して、基本的に教育長の任務が変わらないので多くの町民の理解が得られないと考え、53万円にすることについては反対との討論がありました。

また、修正案に対して、職につく方によって変わってはおかしい。年金を加味して報酬を決めるのではなく、職に対しての報酬の意味から反対との討論がありました。

採決を行いました結果、議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員の提案された修正案が修正可決され、修正以外の原案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

主な質疑は、人事管理費の632万2,000円の増額は、平成27年10月から6カ月間の教育長の給与の総額かに対し、そのとおりで、給料月額53万円をベースに積算した金額であるとのことでした。

教育長の給料月額を28万円にすると、共済費などはおおむね53分の28の比率でよいのかに対し、通勤手当は2,000円の定額であるが、それ以外はそのとおりであるとのことでした。

従前はなかった退職金は新規教育長制度では支払われるのか、またいつ支払われるのかに対し、新教育長制度では退職金は支払われる。本予算に計上した退職手当は、退職手当組合への掛金であり、退職時に退職手当組合から本人に支払われるとのこと、約381万5,000円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

主な質疑は、ホース干し場の設置は、60万2,000円をかけてどういう施設をつくるのかに対し、消防用ホースを4本干せるもので、役場の近くでは、町民センターの北東にホース干し場があるとのことでした。

設置箇所は崇文地区だけかに対し、崇文地区だけとのことでした。

他の地区には整備されているのかに対し、各地区の消防車庫に整備されているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

主な質疑は、社会保障・税番号制度のシステム改修は、具体的に何を改修するのかに対し、1つ目は、国が個人の情報を管理するために団体内において個人の番号を統合する必要がある、団体内統合宛名システムの改修を行うもので、具体的には、税に例えると、税目ごとに個人に番号が付されており、一人で幾つもの番号が存在するため、個人が特定できる番号に整理する。2つ目は、障害福祉サービス支給管理システムと健康管理システムは、総合行政情報システムとは別のシステムであり、システム同士の連携を図る。3つ目は、国の機関である地方公共団体情報システム機構が設置する中間サーバーに接続するために必要な端末機器等を設置及び設定するもので、通信に必要となるルーターは国が準備するが、接続環境を構築する作業を委託することになるとのことでした。

た。

システムの改修は平成28年1月までに準備するのに対し、この制度が始まる平成28年1月までにシステムの改修を完了するとのことでした。

個人情報保護条例の改正が上程されているが、社会保障・税番号制度のシステム改修との関連はに対し、システム改修は輪之内町が持っている情報を整理して国に送るために行うもので、個人情報保護条例の改正とは直接的に関連するものではないとのことでした。

個人情報の漏えいに対する対策はに対し、国から安全管理対策を徹底するよう指示を受けており、具体的な対策としては、社会保障・税番号システムとインターネット環境をそれぞれ別の管理にするもので、不正アクセスが想定されるネットワークと社会保障・税番号システムを物理的、理論的に切り離すことでインターネットを介した情報の漏えいを防ぐことができるので、国の示す安全基準は確保できるものと考えているとのことでした。

個人がカードに付された情報を確認できるのに対し、国はマイポータルという個人がパソコン等で情報を確認できるシステムを構築する予定であるが、時期は未定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

主な質疑は、パッカンは大量につくるのに対し、生産したパッカンを物産展並びにお千代保で販売するとのことでした。

21万円の根拠は、パッカンの機械を買うのに対し、機械の購入費ではなく、パッカンの加工代金として計上しており、2俵で1,560袋の生産を予定しているとのことでした。

地方創生先行型交付金を利用して3市9町で何をやるののに対し、観光推進事業が主なもので、国内・海外観光プロモーション事業を行うとのことでした。

輪之内町単独事業として活動することはできるののに対し、観光物産展等などへの参加が見込まれるが、西濃広域として交付を受けているので、関係市町と一緒に事業を推進していくとのことでした。

今年度中の事業と聞くが、関係市町が今から集まって本当に消化できるののに対し、年度内完了に向け事業を進めていきますとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、この教育長の報酬の改正を認めることはできない。また、番号制度によるシステムをつくることによって町民の情報が丸裸にされてしまう感じがする、町民のためのシステム改修ではないと考え、反対である。また、条例に基づく改正のシステム改修であり、個人情報の流出は制限されると考え、賛成との討論がありました。

異議がありますので採決を行いました結果、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。なお、この質疑は、委員会の中で審議されました修正案につきましても含んでおります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長より報告をいただくところですが、委員会において委員長と副委員長が交代いたしました。よって、文教厚生常任副委員長 浅野常夫君より報告をいただきます。

○文教厚生常任副委員長（浅野常夫君）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成27年第3回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、9月10日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事及び会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、委員長から本委員会の会議を秘密会にしてはどうかとの提案がありましたが、秘密にすべき事項の段階で対応することにしました。

次に、委員長より、委員長本人が案件に質問をしたい旨申し出があり、副委員長と委員長の職を交代しました。

続いて、本委員会に付託された案件の審議に入り、議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とし、教育課長から説明を受けました。

主な質疑は、教育長になられてからも区長を兼務されていたと思うが、有休をとって区長会に出席していたのかに対し、区長ではなく、教育長の立場で出席していた。町としては、区長と教育長の兼務について問題はないと判断した。また、教育委員も問題ないと言われたとのことでした。

教育長を引き受けた以上、専念すべきだと思うがに対し、区民のバックアップもあり、

1年間兼務し、任務を全うした。県内でも、2名の教育長が兼務しているとのことでした。

定例教育委員会の会議録は公表できないのかに対し、会議録の作成は、6月議会の補正予算後、業者に委託し、でき上がったものをチェックし、最後に委員に承認してもらってから公表するとのことでした。

議事録をもっと早くできないのかに対し、以前は要点筆記であったが、昨年8月以降は全文筆記となり、事務局で作成しているため時間が必要であるとのことでした。

学力テストの点数が下がっているようだがに対し、公表しているのは県内で可児市のみ、その年度によって差があるだけで、決して下がっていない。全国学習状況調査（全国学力テスト）は、学習状況を判断するものであり、学校で分析し、各学校の指導内容について対策を立てているとのことでした。

前教育長が辞職したのは人間関係と聞いた、また報酬についても10万円ほど上がったと聞いたがに対し、個人的な思いはわからない、報酬については約6万円アップした。当初予算でも説明したが、職責を見て判断し、見直したとのことでした。

教育委員の会議や研修への出席状況は、また会議などの日程はどのように決めているのかに対し、今年度に入ってから、定例教育委員会は欠席がない。4月当初に学校行事等は知らせ、内部調整できるものは、全員の予定を聞いて決定しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、総合的な教育委員会のあり方、特に教育委員会の議事録の提示がないなど、不透明なので反対との討論がありました。

採決を行いました結果、可否同数で、副委員長の採決は否決で、結果、議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意しないことに決しました。

次に、議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とし、教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、従来から職務専念義務はあったか、町長代理の葬儀参列などは職務かに対し、教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の中で一般職の例によると定めてあり、従来と大きく変わるものではない。また、葬儀の参列は、職務と判断するとのことでした。

町長代理の行事等に参加、参列するためは条項を設けるべきではないかに対し、町長代理の業務は、初めから職務の範疇と考え、条項を設ける必要はないとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、教育長の立場をもっと明確にすべきであり、町長の命を受けたら何でもやるということで、本来の教育長の範疇でないということを認めるということなら反対

との反対討論がありました。

採決を行いました結果、反対多数で、議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、否決すべきものと決しました。

次に、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、53万円の委託料について、ひも状接触材の実験は何カ所で実施するのか、またその場所はどこかに対し、実験としては3カ所である。効果を試し、その中で一番効果のある場所で実証していく。場所については、アポロンスタジアム西の水路、楡俣の住宅地内の水路、大吉新田の水路ですとのことでした。

ひも状接触材の材質は何かに対し、ナイロン製である。ひも状接触材の種類は少ないが、実証済みであるとのことでした。

水質浄化するのはどこかに対し、町内の河川全てを浄化したいが、莫大な費用がかかる。限られた予算の中で、まず中江川の浄化に取り組みたいとのことでした。

一番の問題は大樽川でないか、大樽川のたまり水が問題ではないかに対し、上流、下流、それぞれ大樽川の水の量は莫大である。支川で、住民アンケートにより一番皆さんが目にする川、水流も少なく、浄化の効果をわかっていただけの中江川で実施していきたいとのことでした。

どういう効果を期待しているのか、住民の意識が低いから汚れているのかに対し、委託料については、水質浄化の啓発が主な目的である。地域で行政が住民と一緒に水質浄化に取り組んでいくための啓発であるとのことでした。

中江川の水質悪化の要素は何か、水質検査はしていると思うが、どういうものを取り除けばよいのかに対し、水質検査の結果、BOD、COD、SSが近傍河川の2倍以上あり、茶色に濁る原因は鉄である。浄化するためには、井戸水を流せばきれいになる。水質を改善するためには、どれくらいの水量、どれくらいの期間流せばよいのかについては、実験から把握しているとのことでした。

ひも状接触材で何をするのか、必要性が全くわからない、委託料50万円の根拠は何かに対し、ひも状接触材は、大きな川では浄化効果は上がらない。排水路の支川、または大きくても1メートル以内の排水路である。委託料50万円には、ひも状接触材料費と設置費が含まれているとのことでした。

大樽川の汚れの原因は何か。大樽川は、水が流れない、揖斐川の水位が高くてはき出せない、流れがないということで水質が悪化していく、また大腸菌も繁殖していく。いかに流れをつくるか、根本の原因は何か。花いかだ、それをやっても効果がない。水質改善協議会が何回も開かれているが、どういう会議か。毎分7トンでどれだけの流れがつかれるのか、流量がとまっていればよくなるはずがない。いかに水を循環させるか、

会議の中で話し合われてはいないのかに対し、いかに経費をかけずにきれいな川をつくるかについて考えている。干潮時に合わせて井戸水を流すことによって流れをつくる、まずは井戸を掘って水を流すことから始めていきたい。福東用水の導入については、水利権のこともあり、今後、継続して木曾川上流河川事務所をお願いしていきたいとのことでした。

何インチのポンプかに対し、60センチ井戸に150ミリのポンプを2本入れるとのことでした。

井戸は期待できる、かんがい期を除いた後の期間かに対し、かんがい期を除いた11月から4月までであるとのことでした。

光熱水費は、ポンプ場の電気代か、当初は何のお金か、排水機場は運転しないのかに対し、井戸を掘ってから、月15万7,500円の3カ月分を残しての予算の組み替えである。当初予算額は、本戸、中郷新田のポンプ場及び福東排水機場の電気代である。井戸水は流すが、福東排水機場の運転は考えていない。論点は2つ、大樽川の流量、水質改善、流れればきれいになる、見た目をどうするか、今できることからやる。地域協働の中で全部できることではない、最終的なゴールをセットするためである。どれほどの効果があるのか、何十分の1、何百分の1かもしれない、それをとめることはしたくない。次につなげるため、そのための補正をお願いしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、認定こども園化に係る工事費と備品購入費の内容はに対し、工事費は、主に名称変更による玄関やフェンス看板の取りかえ、安全対策強化のための防犯カメラやカメラつきドアホンの設置、幼児教育開始による教室照明のLED化や黒板張りかえ、遊戯室の舞台幕を新名称入りに取りかえるものである。備品購入費は、幼児教育で表現活動に使用する大型積み木セットや運動セット、手動の目標時計と本物の時計が横に並んでいるツイン時計、教室のネームカードのほか、職員室用の医療品戸棚や移動式回転ボードであるとのことでした。

地域密着型サービスの補助金を受ける介護施設は決まっているのかに対し、安八郡広域連合の募集に対し、四郷のさくら悠輪苑が決定されて、現在の9床から18床に増床される計画であるとのことでした。

整備費補助金の内訳はに対し、認知症高齢者グループホームの1施設当たりの基準額3,200万円、開設準備等の経費として1人当たり62万1,000円の9床分、558万9,000円を合わせた3,758万9,000円であり、補助率は100%とのことでした。

介護保険料に影響は出るのかに対し、施設整備は、安八郡高齢者プランの中で検討し、計画的に実施しているもので、介護保険料への影響を反映させたものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、本の冊数は決まっているのかに対し、具体的には決まっていない、書棚、児童用椅子などの購入予定もあるとのことでした。

教育長の関係で減額すべきものは報酬のみかに対し、社会保険料が減額できるが、ほかの臨時職員分も含めて予算計上してあるため、今回は減額しないとのことでした。

旅費はどうなっているのかに対し、教育委員会事業で予算化してあるが、当該用務で出張の場合はこちらで支払いとなるので、減額しないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

副委員長さんには御苦労さんでございました。綿密な報告をいただきまして、ありがとうございました。

ただ、重大なことが欠落しておるように思いましたので、1つはとといいますか、委員会の中で議論の的になったことであります。この委員会は秘密会にするかどうかということがあったんですけれども、その事項に達した段階で対応するということになっておったわけなんですけれども、結局、秘密会にはならなかったわけでありまして。その中で話し合われたのが中学校における問題、それに対する教育長の対応の仕方、そういったことが議題になったはずであります。そういったことも何らかの形で記録に残しておくべきだと、これは重要な問題であり、これではほかに質疑がなくなっていますから、質疑はあったわけですから、この点については明確に記録に残しておいていただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

文教厚生常任副委員長 浅野常夫君。

○文教厚生常任副委員長（浅野常夫君）

はい、わかりました。確かにそういう問題があったことを、委員長と2人で、後で議事録のほうにつけ足しておきます。よろしいですか。

(「はい」と9番議員の声あり)

○議長(高橋愛子君)

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(高橋愛子君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第41号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての討論を行います。

西松教育長の退席を求めます。

(教育長 西松敏夫君退場)

○議長(高橋愛子君)

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(高橋愛子君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意しないです。本案は起立により採決いたします。

本案の教育長の選任について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立2名)

○議長(高橋愛子君)

起立少数です。

したがって、本案の教育長の選任については、同意しないことと決定されました。

西松教育長の入場を求めます。

(教育長 西松敏夫君入場)

○議長(高橋愛子君)

これから、議第42号 平成27年度輪之内町一般会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(高橋愛子君)

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

平成27年度の一般会計補正予算（第2号）についての反対討論を行います。

まず、本補正予算案は、住民課の所管分で水質浄化で53万円のひも状接触材をやっているということとか、それほど効果のない水質浄化対策、これは私は、ずうっと一貫して水の入れかえを要望しているわけですけれども、これはかんがい期の用水を導入して、そしてそれをどんどん排出するというのでやれば容易に水の入れかえができる、そういうことがわかっているにもかかわらず、それをやろうとしないでこそくなひも状の接触材などをやろうとしているというのは、私は余り効果のあるものではないというふうに思います。

それから、今の教育長の予算が丸々入っておるということで、このような予算を認めることはできないということで、この一般会計補正予算は反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第48号 輪之内町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。本案について、起立により採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立0名）

○議長（高橋愛子君）

起立なしです。

したがって、本案は否決されました。

次に、議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会において修正が議決されました。内容につきましては、既に産業建設常任委員会委員長報告のとおりです。

これから、議第49号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。お手元に配付の修正案を含めて討論をお願いします。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

修正案が出ております28万につきましては、年金を加味した金額かと思われま。特別職の教育長の給与につきましては、その職につく方によって変わってはおかしいかなと。年金は別にして、特別職としてどなたがなられてもいいように固定額を条例で決めておくのが当然かと思えます。

以上にて反対いたします。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正可決です。まず、委員会の修正案について起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第13、議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理
者から議案説明を受けた後、平成26年度決算特別委員会に審査を付託してあります。し
たがって、これから決算特別委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 田中政治君。

○平成26年度決算特別委員長（田中政治君）

平成26年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成27年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、
9月7日、8日の両日にわたり、協議会室において全員出席のもと、執行部側より町長
以下関係者の出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査を
いたしました。その経過と結果を御報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第43号から議第47号までを一括議題といたしま
した。

議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に、議会
事務局所管分について局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、使用料のタクシー料金は何かに対し、議長が公務で出張し
た場合の帰りの料金で、岐阜等3回分とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、総務課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現在、議会だよりは横書きで左開き、広報わのうちは、ほ
とんど横書きで右開きとなっている。このことについて議会広報編集委員会でも話題に
したが、広報わのうちを左開きにしたほうがよいのではないかに対し、年度途中で切り
かえると住民の方々もとじ方に戸惑われることが予想される。したがって、広報わのう
ちの開き方については、記事のレイアウトを再考し、変更するのであれば新年度から切
りかえていくのが好ましいとのことでした。

一般寄附をされた一般財団法人国際クラブはどのような団体かに対し、KRH株式会社の青山るみさんが理事長を務めていらっしゃる団体で、例年、修学助成として教育寄附金をいただいているが、平成26年度は町制60周年ということで100万円をいただいたとのことでした。

電気を中部電力以外から購入しているが、どれくらいの効果があったのかに対し、庁舎や小・中学校など全13施設において222万5,000円削減できたとのことでした。

また、この金額はどのように比較して算出したのかに対し、従量制の単価については中部電力も新電力会社も差はないが、新電力会社は、基本料金を下げることによって電気料金を下げている。中部電力の基本料金から新電力会社の基本料金とESPの委託料を差し引いても222万5,000円削減できたとのことでした。

社会保障・税番号制度対応事業委託料は、条例改正のためのものかに対し、番号法導入に伴い、職員研修会の開催、個人情報扱う事務の洗い出し、特定個人情報の評価、評価書案の作成、条例や規則等の必要な改正のアドバイスを受けたものであるとのことでした。

工業統計などの経常指定統計や農林業センサスなどの臨時指定統計の調査主体は誰か、町独自で調査しているものがあるのかに対し、いずれの統計調査においても国が実施主体であるが、実際に調査事務に従事しているのは統計調査員登録者や町職員であるとのことでした。

調査員の選任についてはどのようにしているのかに対し、統計調査員登録者が10名程度いるが、統計の規模により職員に調査員を依頼しているとのことでした。

また、統計調査員登録者以外の調査員については、職員を充てることを基本にするのではなく、区長や農事改良組合長に打診するなど、広く一般の人にもやってもらったほうがよいのではないかという提言がありました。

自動車・建物災害共済保険の補償範囲はどのようになっているのかに対し、火災や落雷などによる損害など、一般的には共済責任額を限度とする再調達価格が補償される。ただし、破裂・爆発による損害については上限が2億円、また地震については対象にならず、その他の風水害については、共済責任額を限度とする再調達価格の50%が補償されるとのことでした。

ほかに質疑がなく、質疑を終結いたしました。

次に、危機管理課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、備蓄用品の保存期間はどれくらいかに対し、乾パンは5年、粉ミルクは1年半、ミネラルウォーターは10年とのことでした。

紙おむつの買い換えはどうしているのかに対し、使用期限が近いものは介護施設に渡すなど、有効に活用しながら更新していくとのことでした。

昨年の戸別受信機の購入台数30台の内訳はに対し、新規24台、交換4台とのことでした。

た。

戸別受信機について放送が入らないところがあるので、全世帯に受信状況のアンケートを行い、受信状況の把握を行ってはに対し、区長会などに依頼をするなど、今後検討させていただくとのことでした。

戸別受信機の普及率はに対し、75.9%とのことでした。

75.9%の普及率についてはどう考えているのかに対し、区長を通じ普及率の向上を図りたいとのことでした。

大垣消防組合の負担率の根拠は、また負担率は毎年変わるのかに対し、人口割30%と前年度消防費基準財政需要額70%で構成されており、負担率は毎年変わるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、経営戦略課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、12チャンネル（輪之内スマイルチャンネル）での河川情報の配信について、国土交通省と同じようにインターネットでも配信できないのかに対し、町が現在行っている河川情報配信は、河川の橋桁に色分け標示してある危険水位等をリアルタイムで映像として確認できるようにしているものであり、お尋ねの国土交通省のように数値化したものを配信するまでには至っていないとのことでした。

輪之内の宝カレンダーの製作部数と販売実績はに対し、300部製作したが、町のPR用に配付を目的として製作したものであるため販売実績はないとのことでした。

インターネットサービス使用料が前年度と比較して増の要因は、総合行政情報システム導入により1,200万円以上も増加したという説明であったが、どのようなシステムかに対し、住民票や税証明等の発行業務や、財務や給与等の事務処理を行うための基幹系のシステムで、岐阜県市町村行政情報センターが平成26年度末でシステムのサポートを打ち切り、総合行政情報システムに移行することになったためです。

また、システムが変わるだけでなぜ1,200万円以上もふえるのかに対し、今まで各課で支払っていた使用料や保守管理料等を今回のシステム導入を機に経営戦略課で一括して支払うこととし、自庁型管理からクラウド型による外部管理としたため、データセンターの使用料が増加したことが主な要因であるとのことでした。

さらに、各課の集約分を除いても1,000万円近く増加しており、職員数人分の人件費に相当するが、効果はに対し、導入後もシステムの改修も行い、以前と比較して手間がかからなくなったが、データを外部管理としたことが増加した主の要因であり、大規模な災害が発生し、システムが故障しても、データは他の場所にあり、機器や配線の復旧のみですぐに業務を行える等のメリットがあり、安全・安心を確保するための費用であるとのことでした。

12チャンネルの町の行事等の配信について、放送した全行事を短時間に集約したもの

はないのかに対し、ダイジェスト版は制作していないとのことでした。

なお、委員からは、番組をだらだら流しているだけではマンネリ化をしてしまうので、視聴される方の興味をそそるようなめり張りのある番組づくりを考えてほしいとの要望がありました。

12チャンネルの放送内容は各課で考えているのかに対し、年度当初に各課に放映の要望を調査し、経営戦略課で取りまとめ、制作等も経営戦略課で行っているとのことでした。

なお、委員からは、番組の内容と季節がずれているなどが見受けられるので、同じ番組をいつまでも放送することがないように経営戦略課も注意し、担当課についても、経営戦略課に任せっきりでなく、放送内容を把握してもらいたいとの要望がありました。

12チャンネルの文字放送の音声についてはコンピュータでつくった電子声を放送しているが、発音がおかしいのに公共放送で流し続けるのはどうかに対し、音声の改善については業者と協議しているが、修正ソフトを導入するなどして対応を検討しているとのことでした。

12チャンネルの改善点等についてアンケートを聴取するなど、意向調査を行ってはどうかとの提案がありました。

自動車取得税交付金について、決算説明書には町内道路の延長及び面積を基礎として交付されると記載があるが、道路の延長と面積はふえているのになぜ交付金が減るのかに対し、県税総額ベースで平成25年度と比較して25億5,187万4,000円、約65%の減であるため、連動して交付金は減るとのことでした。

普通交付税の基準財政需要額が減になっている要因はに対し、補正係数によっても左右されるが、道路橋りょう費や小・中学校費、地域振興費等が減少したとのことでした。ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、税務課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、最近の企業誘致に係る税収はどれくらいふえたか把握しているのかに対し、輪之内町の法人の状況は、リーマンショックで法人の業績が落ちた平成21年度は法人税が7,400万円ほどであったが、平成26年度決算では1億5,642万円、企業数は240社となり、ともに前年度より増加しており、誘致企業を含め町内企業の活動が活発化し、業績が好調であると把握しているとのことでした。また、特定企業の税収入についてはお答えできないとのことでした。

固定資産税の課税状況で償却資産の額が前年より減少している要因はに対し、前年、設備投資が盛んだったため、その影響で平成26年度の設備投資が少なくなったこと及び償却資産の償却率適用による減少であるとのことでした。

不納欠損は毎年行っているのか、また町民の生活実態をどのように把握しているのかに対し、不納欠損は、毎年、法に基づき実施している。また、町民の実態調査は、町民

の生活状況等を聞き取っているとのことでした。

催告書及び警告書発送のうち、外国人の件数はに対し、国籍を問わず納付義務があるため、外国人の件数は把握していないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、会計室所管分について室長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、福祉課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、社会福祉協議会補助金の内訳はに対し、法人運営事業が878万4,000円、遺族会助成が31万6,000円である。全体の法人運営事業費は2,283万4,000円で、職員3名中、局長と職員1.5人分の計2.5人分を補助している。社会福祉協議会では、町と一体化して策定した「ささえあいプラン」に基づく事業を実施しており、地域福祉を推進する役割を担っているとのことでした。

ヘルパーステーションの閉鎖理由はに対し、在宅介護支援センターは社会福祉協議会が事業所となり実施していたが、民間事業者の台頭などから平成26年7月末をもって休止と判断されたもので、利用者には別の事業所を紹介するなどの対応をしたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、産業課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、産業雑入の収入のその他は何かに対し、豆乳リゾット2,000円、徳川将軍家御膳米8万7,000円、輪中パッカン11万9,000円、イチゴ7万円の計27万8,000円とのことでした。

福東新田の均平化工事の面積はに対し、北部・南部両方で7ヘクタールの工事とのことでした。

農振除外の編入目的はに対し、過去に農振除外申請をされましたが、転用する見込みがないため農振農用地に戻すという申請に基づくもので、転用されていない農地が対象であるとのことでした。

観光推進費の成果はどうかに対し、調査委託料も含めて、「輪之内ウオーク」等で町歩きを行います、1回当たり約20人の出席で、年3回実施。3月には、「旅まつり名古屋」へ観光委員が出席し、特産品などの物販を行っています。そのほかは軽トラ朝市への助成とのことでした。

調査委託となっているが、助成金のような使い道ではないのかに対し、御指摘のとおりであり、来年度から変更するよう検討するとのことでした。

植物防疫事業は農協に委託しているのであれば、農協が中心となって事業に取り組むべきではないかに対し、これまでも農協への全面委託を働きかけておりますが、今後も農協への申し入れを行っていくとのことでした。

なお、委員から、本来農協だけでなく、他社でも防除ができると聞くが、必要であれば競争入札を行うなど、適正な改善を行ってほしいとの要望がありました。

ふるさと農村活性化対策事業の使い道はに対し、本戸地区でアジサイなどの管理のための草刈り機のチップソーなどの必要な備品の購入費とのことでした。

なお、委員から、ボランティアの意識の高い人が高齢化し、管理が難しくなっているというのを聞いていて、継続していけるよう、地域の方とよく検討してあげてほしいとの要望がありました。

街路灯の維持管理費はこんなに必要なのかに対し、事業費の中には電気代の298万円も含まれており、区所有や個人所有の街路灯を優先的に更新しており、その費用が45基、234万円であり、町内3地区で2巡目の更新をしているが、町が電気代を支払っている街路灯の更新はないため、電気代の削減にまでは至っていないとのことでした。

個人所有の街路灯をなぜ町が更新しているのか、個人の財産なら個人で管理させるべきではに対し、過去に半額補助等で建てた街路灯の更新をしており、個人管理となると、いずれ休止してしまう場合が多く、地元からの苦情でつけ直すこともある。防犯灯の意味も含めて更新しているとのことでした。

なお、街路灯を要望しても設置できなかった場所について、地域のために思って半額負担してでも建ててくれた方もいらっしゃるのであり、そういう志の高い人を全て商業目的と思わないでほしいという意見もありました。

ジャンボタニシの駆除どのようにして実施しているのかに対し、県からの補助を受け、町内の農業用水路を対象にシルバー人材センターに委託している、時間給は850円ですとのことでした。

農地流動化について、農用地利用権の調整を農業委員会で行っているが、中間管理事業の機構集積協力金のPRは行っているのかに対し、利用権を受ける方が中間管理事業の受け手となれる方であればよいが、そうでない場合、せつかくの当事者間の契約が破棄になることも考えられるため、状況を確認しながら対応しているが、積極的にはPRしていないとのことでした。

今現在の中間管理機構への集積状況はに対し、全体で50ヘクタールの申し込みがあるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、建設課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、道路整備基本計画策定委員のメンバーは誰か、報酬の支払い額が少なくないかに対し、構成は14名で、識見を有する者3名、町民・議会議員等4名、職員4名及び商工会、農業委員会、消防署員である。報酬については、公務で出席した方と欠席の委員への支払いがないため少ないとのことでした。

道路整備基本計画とは何を決めるのか、また策定委員会は規約や条例等はあるのかに

対し、緊急輸送道路や広域的な重要路線の選定と道路整備に関する優先度を定める計画である。また、規約や条例等はなく、基本計画策定を終えたので、今後、委員会の開催はないとのことでした。

PCBの処分はどこで行ったのか、これで全ての処分を終えたのかに対し、処分は豊田市の日本環境安全事業株式会社豊田事業所で行い、町保管のPCBは、全て処分が完了したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、教育委員会所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、スポーツ振興センター給付金とはに対し、学校におけるけが等に対する給付で、医療費の4割が給付されます。その3割は町の福祉医療費に、1割は、見舞金として本人に支払われるとのことでした。

学校給食で地産地消の割合はに対し、県内産が38%、うち輪之内町産は、キャベツ、大根、タマネギなどを使用しているとのことでした。

アポロンスタジアム及びテニスコートの夜間照明使用料はに対し、アポロンスタジアムが6,480円、テニスコートが650円とのことでした。

電気料金については契約電力会社の切りかえにより安くなっているのかに対し、安くなっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、住民課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、全国の特出生率は1.4人と把握しているが、町の特出生率は何人かに対し、輪之内町は1.7人である。輪之内町の人口減少の要因は、社会的な要因が大きい。外国人はふえているが、日本人は減っている。データだけでは言えない。中・長期的には1.8人以上を維持しないと、人口1万人は難しいとのことでした。

自主運行バスの補助金について、デマンドバスに変更した場合と金額にどのような差があるのかに対し、自主運行バスの補助金は、平成25年10月から平成26年9月までの1年分である。デマンドバスの運行は平成27年1月からなので、平成26年度の補助金には入っていない。平成27年度以降、自主運行バス補助金は、おおよそ300から400万円ふえるとのことでした。

デマンドバスのほうが経費がかかるということかに対し、初年度にバスを3台購入している、5年で償還する、その分はふえている。年間のランニングコストにはなっていないが、利便性の向上がある、利用者数はふえた。現在のデマンドバスの利用者数は、1日平均30人前後、1日50人から100人にふえれば、運賃収入があり、コストをカバーできる。現在はある程度のコスト負担はあるが、地域公共交通の足を守るためであるとのことでした。

地域公共交通会議は継続的に行っているのか、また構成メンバーはどうなっているの

か、町民の要望を受け付ける機関であるのかに対し、地域公共交通会議は国からも求められており、利便性の向上のためにも継続していきたい。会議の構成メンバーは、国交省、関係機関、区長会、関連バス会社等である。会議は、運輸局へ届け出をする、もしくはそれに準ずるような協議事項の場合に、会議を開催して諮っている。住民の要望に対しては事務局で受け付けている。区長会、老人クラブの各団体を通じ、要望を聞いたり、利用者アンケートを行い、1年経過した時点で見直しをかけていきたいとのことでした。

デマンドバスのバス停の数に制限はあるのかに対し、数に制限はないが、タクシーではないので各家にバス停を設けるわけにはいかない。よく使うところ、全然使っていないところの見直しをかける。利用していないところは、ある地域に集中している。どんなニーズがあるのか、情報を集めて、今後検討していくとのことでした。

歳入の住民雑入のうち、C社の3,377万5,276円の根拠は、また不適正の量はどれだけかに対し、C社に産業廃棄物の量を算出してもらい、その数値をもとに町の負担金を西南濃環境整備組合に算定してもらった。平成17年度から平成26年9月までで1,938トンとのことでした。

なぜ、今回、このようなC社の件が発覚したのかに対し、産業廃棄物ということならば、産業廃棄物としてそれぞれの事業所が責任を持って処理することになっている。事業所が事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別ができていなかったことが原因であったとのことでした。

事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物の負担金を町は支払っているのではないのかに対し、一般の住民からは処理に係る費用として、ごみ袋1枚50円の手数料をいただいている。事業系一般廃棄物は、回収業者のトバナ産業や野々村商店を通じて事業者が西南濃環境整備組合へ直接支払っている。それらのごみを焼却処分する処理料については、持ち込んだ量によって負担金が町へ請求されるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

議第43号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第43号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第44号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、医療費が上がっているということだが、県の出しているデータによると、平成24年のもので県下42市町村のうち、医療費は、輪之内町が36位、関ヶ原町は19位、1人当たりの国民健康保険税は、輪之内町が7位、関ヶ原町は19位でした。このように、医療費が高いから保険税が高いわけではない。すなわち、保険税にはね返るわけではない。何か政策的なものはあるのか、他の市町との比較は図っているの

かに対し、他の市町との比較はしている。医療費は4.82%上がったが、保険税は据え置いているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

議第44号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第44号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第44号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第45号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、療養給付費の状況はに対し、療養給付費は、一般会計において過去3年の実績に応じた負担金として広域連合に支出している。平成25年度までの療養給付費は、増加傾向にあるとのことでした。

すこやか健診の受診率が伸びた要因はに対し、対象者全員に受診券を配付していることで、一昨年度に続いて受診率が県内第1位となった。引き続き、保健事業の啓発に努めるとのことでした。

入所者に対する住所地特例はあるのかに対し、県内の入所者の異動については、住所地特例の適用はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、議第45号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第45号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第46号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、24人の利用者以外に対象児はいないかに対し、利用は保護者の申請によるため、保育園や保健センターを巡回するなど、対象児の把握に努めているとのことでした。

小学校までに症状は改善されるのかに対し、心身の発達のおくれを早期に支援することが大切であると考えており、その改善に取り組んでいるとのことでした。

家族の理解も必要ではないのかに対し、家族の協力は大切であると認識しており、発達支援教室には親子通園とし、家族の理解を得ながら支援しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、議第46号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、建設課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、処理区域内戸数は町全体の戸数か、川西地区は入っているのかに対し、福東川西及び塩喰川西は計画区域外のため入っていないが、楡俣の輪中堤外は区域内に入っているとのことでした。

水質検査は、通常、保健所で行うものではないのか、費用は公共機関なので無料ではないのかに対し、浄化センターへの流入水と排出水の検査を岐阜県環境管理技術センターに委託しており、無料ではないとのことでした。

新たな住宅を建築した場合は、下水道への接続条件として何があるのかに対し、事前に建築計画がわかれば対応もできるが、完成まで短期間の場合は、工事日数や予算の関係でできないときもあり、下水道への接続を断る場合もあるとのことでした。

下水道事業完了まで、あと何年ぐらいかかるのかに対し、現在、認可計画では平成28年度であるが、あと2年では完了しそうにないため、変更申請で二、三年の延長を考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、議第47号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、決算特別委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

どうでもいいことで申しわけないですけども、議会だよりと広報わのうちの横書き、左開き、横書き、右開きになっておるけれども、これは左とじ、右とじの間違いやないかね、ちょっとその辺を確認しておきたい。左側をとじるか、左を開くか、これ左開きになっておるもんで、横書きだと……、ということじゃないか。

それからもう1つは、「西南濃環境整備組合」になっていきますけれども、これ西南濃でしたか、「西濃環境整備組合」やなかったですか。南濃が入っているもんで、ちょっとそここのところだけ確認しておきたい。

○議長（高橋愛子君）

決算特別委員長 田中政治君。

○平成26年度決算特別委員長（田中政治君）

字句の間違いについては、後で確認をして訂正をしておきます。

それから、広報は右とじということでございます。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第43号 平成26年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

委員会ではちょっとまとまっていない面があって、うまく説明できませんでしたので、意思表示はしませんでした。改めてここで反対の討論をさせていただきたいと思います。というのは、大きな問題は、やっぱり庁舎改修、町民の大きな批判の声が上がっている町長室のトイレの設置、こういったことに対しては、やはり認めることはできないというふうに思いますので反対したい。

そのほか、企業誘致に力を入れているんだけど、税収の効果というのが十分な、企業の名前を出しては公表できないということでしたけれども、全体的なあれをみますと、償却資産の調定額が24年度以降、年々低下してきているということで、この償却資産というのは設備投資に直接かかわってくる問題であり、これが少なくなっているということは、企業誘致は行っても設備投資が行われなかったのかなというふうに想定するわけであります。

そのほか、水質浄化対策でいろいろお金を使われているけれども、その効果がなかなかあらわれてきていない。水の入れかえということを真剣に考えないと、これはできないんじゃないかと。こそくな、花いかだとか、そういうことでは効果は出てこない。それがわかっておってもやっておられるということは、ちょっと残念だということです。

そのほか、介護保険なども、これは広域連合のほうで決められたことではありますけれども、上げる必要がないというか、今度の新しい保険制度というのは低所得者に重い負担をかける、そういうような介護保険料に切りかえられた。そういうようなことなどを含めて総体的に反対したいというふうに思います。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

26年度の一般会計の決算につきましては、審査の過程においていろいろと意見や指摘事項もございました。今、計画に基づいて、おおむね初期の成果が上げられているものと、認定することに賛成いたします。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから43号を採決します。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第44号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第45号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第46号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

次に日程第14、議第54号 輪之内中学校エレベータ等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

教育課長から説明を求めます。

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案書のほうでお願いしたいと思います。

おめくりいただきまして、読み上げます。

議第54号 輪之内中学校エレベータ等整備工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した輪之内中学校エレベータ等整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。平成27年9月17日、輪之内町長。

その下に書いてございます。工事名は、輪之内中学校エレベータ等整備工事、工事場所は、輪之内中学校でございます。工期が本契約締結の日から平成28年3月25日と、契約金額が4,590万円、契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之ということで、この工事は8月27日に入札の告示を行いまして、提案の中でも申しあげましたように、9月8日に開札をいたしました。応札は、4者ございました。それで、9月9日に落札者を決定し、9月14日に仮契約を締結して、本定例で議決を受けようというものでございます。

工事の内容といたしましては、中学校の北舎のもう1つその北側に、北東のほうですけれども、エレベーター棟を設け、エレベーターを設置する。それから、南舎、北舎に、1階部分ですけれども、多目的のトイレをつくるということ。それから、各階と申しますか、移動に当たっては段差がございますので、スロープを設置して、スムーズな移動ができるようにしていこうという工事の内容でございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

エレベーターをつけられるということで、これについては異論があるわけですが、前もエレベーターの設置をされているのかなあとおっしゃるんですが、その当時は、このエレベーターに関しては幾らぐらいだったかなあということと、前回設置されたときに入学される予定の方がされなかったとかということも聞いたような記憶があるんですが、せっかく設置をするのであれば、やっぱりきちっとそれに対する児童さん、また保護者の方等の御意見もきちっとお聞き取りになってやっていただきたいというふうに思いますが、そのことについてお答えいただけますか。

○議長（高橋愛子君）

暫時休憩します。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育課長 松井均君。

○教育課長（松井 均君）

前回、かなり前ですけれども、少し数字を把握しておりませんので、またお知らせをさせていただくということで、前回になったときに、その生徒が入ってこなかったようでございます。今は、現に小学校6年生の児童が見えます。来年、入学をしてくるという予定で、今回、工事をしていくということでございまして、入学をしていただくという予定でございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

金額については後からまた、別にそれがどうのこうのというわけではございませんので後で結構なんですけど、前回はエレベーター設置がこうやって提案されてつくられたということですが、入っておみえにならなかったから、無駄になったと言いませんが、つくる限りは、後から後から、来年、要するに保守点検から進めて、ずうっと経費がかか

るということで、やはりつくる限りは、きちっとそうやって受け入れ体制を整えてから、やめましたとか、そういうことは町民に対してもいろんな形で多少の影響があるので、やっぱりきちっとしていただきたいなど。決してその人、個人を責めるわけではございません、ですが、そういうことにならないように事前の打ち合わせ等をきちっとやっていただきたいということをおっしゃるだけで、いい悪いという議論ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第54号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 輪之内中学校エレベータ等整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成27年第3回定例輪之内町議会を閉会いたします。

14日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午後2時40分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月17日

輪之内町議会 議長 高橋 愛子

署名議員 森島 光明

署名議員 小寺 強